

第3回 都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

— 資 料 目 録 —

日時：平成21年5月28日（木）午後2時00分

場所：日本医師会館1階大講堂

資料 番号	資 料 名	備 考
	次 第	
1	日本医師会定款変更案（09.05.1）	
2	日本医師会定款施行細則変更案（09.05.1）	
3	日本医学会規則変更案（09.05.1）	
4	日本医師会裁定委員会規則変更案（09.05.1）	
5	代議員会議事規則変更案（09.05.1）	
6	代議員会運営委員会規則変更案（09.05.1）	
7	新制度移行後の日本医師会・都道府県医師会の代議員 会開催時期等の事例案	
8	移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内	内閣府公表資料
9	新公益法人制度説明会開催要領	
	（都道府県医師会よりの質問）	

第3回 都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

— 次 第 —

日 時 平成 21 年 5 月 28 日 (木)
午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 30 分

場 所 日本医師会館 1 階大講堂

(司会 : 日本医師会 常任理事 羽生田 俊)

1 . 開 会

2 . 挨 拶

日本医師会 会 長 唐 澤 祥 人

3 . 解 説

新公益法人制度対応「日本医師会定款変更案」について

日本医師会 参 与 手 塚 一 男

4 . 質 疑 応 答

5 . 報 告

日本医師会における今後の作業予定について

日本医師会 常任理事 羽生田 俊

新公益法人制度説明会等について

日本医師会 常任理事 今 村 聡

6 . 閉 会

日本医師会 副 会 長 宝 住 与 一

定 款

現行	変更案（09.05.01）	変更案（09.05.01）
社団法人 日本医師会定款 目 次 第1章 名称及び事務所（第1条—第2条） 第2章 組織（第3条） 第3章 目的及び事業（第4条—第5条） 第4章 会員（第6条—第12条） 第5章 役員及び顧問（第13条—第18条） 第6章 理事会及び常任理事会（第19条—第22条） 第7章 代議員及び予備代議員（第23条—第26条） 第8章 代議員会（第27条—第35条） 第9章 総会（第36条—第39条） 第10章 日本医学会（第40条—第50条） 第11章 裁定委員会（第51条—第57条） 第12章 委員会（第58条） 第13章 団体契約及び意見表明（第59条—第60条） 第14章 会計（第61条—第69条） 第15章 参与（第70条） 第16章 事務局（第71条） 第17章 雑則（第72条—第74条） 附 則	公益社団法人 日本医師会定款 目 次 第1章 名称及び事務所（第1条—第2条） 第2章 組織（第3条） 第2章 目的及び事業（第3条—第4条） 第3章 会員（第5条—第13条） 第4章 代議員及び予備代議員（第14条 - 第18条） 第5章 代議員会（第19条 - 第27条） 第6章 役員等（第28条 - 第40条） 第7章 理事会及び常任理事会（第41条 - 第46条） 第9章 総会（第36条—第39条） 第8章 日本医学会（第47条 - 第51条） 第9章 裁定委員会（第52条 - 第58条） 第10章 委員会（第59条） 第11章 団体契約及び意見表明（第60条 - 第61条） 第12章 資産及び会計（第62条 - 第69条） 第13章 参与（第70条） 第14章 事務局（第71条） 第15章 雑則（第72条 - 第76条） 附 則	一般社団法人 日本医師会定款 目 次 第1章 名称及び事務所（第1条—第2条） 第2章 組織（第3条） 第2章 目的及び事業（第3条—第4条） 第3章 会員（第5条—第13条） 第4章 代議員及び予備代議員（第14条 - 第18条） 第5章 代議員会（第19条 - 第27条） 第6章 役員等（第28条 - 第39条） 第7章 理事会及び常任理事会（第40条 - 第45条） 第9章 総会（第36条—第39条） 第8章 日本医学会（第46条 - 第50条） 第9章 裁定委員会（第51条 - 第57条） 第10章 委員会（第58条） 第11章 団体契約及び意見表明（第59条 - 第60条） 第12章 資産及び会計（第61条 - 第67条） 第13章 参与（第68条） 第14章 事務局（第69条） 第15章 雑則（第70条 - 第73条） 附 則
社団法人 日本医師会定款 第1章 名称及び事務所 （名 称） 第1条 本会は、社団法人日本医師会という。 （事務所） 第2条 本会の事務所は、東京都文京区本駒込2丁目28番16号に置く。	公益社団法人 日本医師会定款 第1章 名称及び事務所 （名 称） 第1条 本会は、公益社団法人日本医師会と称する。 （事務所） 第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。	一般社団法人 日本医師会定款 第1章 名称及び事務所 （名 称） 第1条 本会は、一般社団法人日本医師会と称する。 （事務所） 第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 組 織 (組 織) 第3条 本会は、全国を区域とし、社団法人都道府県医師会(以下「都道府県医師会」という。)の会員をもって組織する。 第3章 目的及び事業 (目 的) 第4条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。 (事 業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 医道の高揚に関する事項 (2) 医学教育の向上に関する事項 (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 (4) 医師の生涯研修に関する事項 (5) 医学、医療の国際交流に関する事項 (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項 (7) 地域医療の推進発展に関する事項 (8) 地域保健の向上に関する事項 (9) 保険医療の充実に関する事項 (10) 医事法規の整備に関する事項 (11) 医療施設の整備に関する事項 (12) 医療経営の改善に関する事項 (13) 会員の福祉に関する事項 (14) 医師会相互の連絡調整に関する事項 (15) その他本会の目的を達成するため必要な事項 第4章 会 員	第2章 組 織 (組 織) 第3条 本会は、全国を区域とし、社団法人都道府県医師会(以下「都道府県医師会」という。)の会員をもって組織する。 第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 本会は、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。 (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 医道の高揚に関する事項 (2) 医学教育の向上に関する事項 (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 (4) 医師の生涯研修に関する事項 (5) 医学、医療の国際交流に関する事項 (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項 (7) 地域医療の推進発展に関する事項 (8) 地域保健の向上に関する事項 (9) 保険医療の充実に関する事項 (10) 医事法規の整備に関する事項 (11) 医療施設の整備に関する事項 (12) 医療経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項 (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項 (14) その他本会の目的を達成するため必要な事項 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。 第3章 会 員 (組 織) 第5条 本会は、医師をもって組織する。	第2章 組 織 (組 織) 第3条 本会は、全国を区域とし、社団法人都道府県医師会(以下「都道府県医師会」という。)の会員をもって組織する。 第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 本会は、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。 (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 医道の高揚に関する事項 (2) 医学教育の向上に関する事項 (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項 (4) 医師の生涯研修に関する事項 (5) 医学、医療の国際交流に関する事項 (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項 (7) 地域医療の推進発展に関する事項 (8) 地域保健の向上に関する事項 (9) 保険医療の充実に関する事項 (10) 医事法規の整備に関する事項 (11) 医療施設の整備に関する事項 (12) 医療経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項 (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項 (14) その他本会の目的を達成するため必要な事項 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。 第3章 会 員 (組 織) 第5条 本会は、医師をもって組織する。
---	--	--

(会員の資格) 第6条 本会会員は、都道府県医師会の会員たるものとする。 2 本会会員が所属の都道府県医師会の会員である資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。 (入会、異動及び退会) 第7条 本会に入会しようとする者は、所属の都道府県医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。 2 会員でその届出事項に変更を生じた場合又は退会しようとする場合も、また前項と同様、その届出をしなければならない。 3 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。 (会費及び負担金) 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の議決を経て、その額を減免することができる。	(会員の資格及びその喪失) 第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した都道府県医師会の会員たるものとする。 2 本会会員が所属の都道府県医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。 3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。 (1) 第13条第1項(会員の制裁)の規定による除名 (2) 退会又は死亡 (入会、異動及び退会) 第7条 本会に入会しようとする者は、所属の都道府県医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。 2 会員で退会しようとする者は、所属の都道府県医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。 4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。都道府県医師会又は郡市区等医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。 (会費及び負担金) 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の決議を経て、その額を減免することができる。	(会員の資格及びその喪失) 第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した都道府県医師会の会員たるものとする。 2 本会会員が所属の都道府県医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。 3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。 (1) 第13条第1項(会員の制裁)の規定による除名 (2) 退会又は死亡 (入会、異動及び退会) 第7条 本会に入会しようとする者は、所属の都道府県医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。 2 会員で退会しようとする者は、所属の都道府県医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。 4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。都道府県医師会又は郡市区等医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。 (会費及び負担金) 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の決議を経て、その額を減免することができる。
--	---	---

認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。 (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの 2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、その氏名及び事由の概要を、所属の都道府県医師会に通知しなければならない。 第7章 代議員及び予備代議員 (代議員の員数その他) 第23条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定めるところの基準によるものとする。 2 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。 (代議員の任期) 第24条 代議員の任期は、2年とする。 2 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。	その他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。 (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの 2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、所属の都道府県医師会に通知しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、代議員たる会員の除名については、第18条第2項をもって行う。 第4章 代議員及び予備代議員 (代議員の員数その他) 第14条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定めるところの基準により、概ね会員500名の中から1名の割合をもって選出する。 2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。 (代議員の任期) 第15条 代議員の任期は、4月1日より2年間とする。 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。) 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。	その他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。 (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの 2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、所属の都道府県医師会に通知しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、代議員たる会員の除名については、第18条第2項をもって行う。 第4章 代議員及び予備代議員 (代議員の員数その他) 第14条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定めるところの基準により、概ね会員500名の中から1名の割合をもって選出する。 2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。 (代議員の任期) 第15条 代議員の任期は、4月1日より2年間とする。 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。) 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。
---	---	---

(代議員の選挙) 第 25 条 代議員は、都道府県医師会の会員であり、かつ、日本医師会の会員の中から、別に定めるところにより、都道府県医師会の代議員会において、選挙する。 2 代議員に欠員を生じたときは、当該都道府県医師会は、補欠選挙を行うものとする。 3 補欠として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (予備代議員) 第 26 条 本会に、予備代議員を置く。 2 予備代議員は、代議員に事故があるときはその職務を代理し、代議員が欠けたときはその職務を行う。 3 第 23 条(代議員の員数その他)、第 24 条(代議員の任期)及び前条(代議員の選挙)の規定は、予備代議員について、準用する。	(代議員の選出) 第 16 条 代議員は、都道府県医師会の会員であり、かつ、日本医師会の会員の中から、を選出するため、別に定めるところにより、都道府県医師会の代議員会において、選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。 2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該都道府県医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 都道府県医師会代議員のうち、本会の会員ではない者は、本会代議員選任についての議決権を有しない。 (予備代議員) 第17条 本会に代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。 2 予備代議員は、代議員に事故があるときは、その職務予備代議員に議決権を代理行使させることができるし、代議員が欠けたときはその職務を行う。 3 第 14 条第 1 項及び第 3 項(代議員の員数その他) 第 15 条第 1 項及び第 3 項(代議員の任期) 及び前第 16 条(代議員の選出)並びに第 18 条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。 (代議員の資格の喪失) 第 18 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。 3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。	(代議員の選出) 第 16 条 代議員は、都道府県医師会の会員であり、かつ、日本医師会の会員の中から、を選出するため、別に定めるところにより、都道府県医師会の代議員会において、選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。 2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該都道府県医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 都道府県医師会代議員のうち、本会の会員ではない者は、本会代議員選任についての議決権を有しない。 (予備代議員) 第17条 本会に代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。 2 予備代議員は、代議員に事故があるときは、その職務予備代議員に議決権を代理行使させることができるし、代議員が欠けたときはその職務を行う。 3 第 14 条第 1 項及び第 3 項(代議員の員数その他) 第 15 条第 1 項及び第 3 項(代議員の任期) 及び前第 16 条(代議員の選出)並びに第 18 条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。 (代議員の資格の喪失) 第 18 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。 3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
--	--	--

第 8 章 代議員会 (代議員会) 第 27 条 代議員会は、代議員をもって組織し、会長が招集する。 (定例代議員会及び臨時代議員会) 第 28 条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。 2 定例代議員会は、毎年 1 回、招集しなければならない。 3 臨時代議員会は、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、3 分の 1 以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、3 月以内に、これを招集しなければならない。 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を、代議員に通知しなければならない。 5 前項の通知は、代議員会開催の 15 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (代議員会の議長及び副議長の選挙) 第 29 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 人を置く。 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選挙する。 3 議長及び副議長の任期は、これを選挙した代議員の任期による。ただし、後任として選挙された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。	(1) 第 6 条第 2 項又は同第 3 項第 2 号の規定による会員資格の喪失 (2) すべての代議員の同意 第 5 章 代議員会 (代議員会) 第 19 条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。 (定例代議員会及び臨時代議員会) 第 20 条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。 2 定例代議員会は、毎年 1 回、招集しなければならない。 3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、5 分の 1 以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに代議員に発しなければならない。 5 前項の通知は、代議員会開催の 15 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (代議員会の議長及び副議長の選定) 第 21 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。ただし、後任として選挙された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。	(1) 第 6 条第 2 項又は同第 3 項第 2 号の規定による会員資格の喪失 (2) すべての代議員の同意 第 5 章 代議員会 (代議員会) 第 19 条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。 (定例代議員会及び臨時代議員会) 第 20 条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の 2 種とする。 2 定例代議員会は、毎年 1 回、招集しなければならない。 3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、5 分の 1 以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに代議員に発しなければならない。 5 前項の通知は、代議員会開催の 15 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (代議員会の議長及び副議長の選定) 第 21 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。ただし、後任として選挙された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
---	---	---

(議長及び副議長の職務) 第 30 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。 (議長又は副議長の後任者の選挙) 第 31 条 議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長がともに欠けたときは、その後任者を選挙しなければならない。 (代議員会の任務) 第 32 条 次に掲げる事項については、代議員会の議決を得なければならない。ただし、第 1 号から第 7 号及び第 11 号に掲げる事項について、臨時緊急を要する場合は、この限りでない。 (1) 収支決算に関する事項 (2) 収支予算に関する事項 (3) 事業計画に関する事項 (4) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項 (5) 借入金(年度内において償還する借入金を除く。)に関する事項 (6) 基本金に関する事項 (7) 代議員会の議決を経なければならないと定められている事項 (8) 重要な財産の造成及び処分に関する事項 (9) 定款の変更にに関する事項 (10) 本会の解散に関する事項 (11) その他重要な会務の運営に関する事項 2 会長は、次に掲げる事項については、代議員会に報告しなけ	(議長及び副議長の職務) 第 22 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。 (議長又は副議長の後任者の選定) 第 23 条 議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長がともに欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。 (代議員会の任務) 第 24 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。ただし、第 1 号から第 7 号及び第 11 号に掲げる事項について、臨時緊急を要する場合は、この限りでない。 (1) 収支決算に関する事項 (2) 収支予算に関する事項 (3) 事業計画に関する事項 (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項 (5) 借入金(年度内において償還する借入金を除く。)に関する事項 (6) 基本金に関する事項 (3) 代議員の除名 (4) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 (5) 理事及び監事の報酬等の額 (7) 代議員会の議決を経なければならないと定められている事項 (6) 重要な財産の造成及び処分に関する事項 (6) 定款の変更にに関する事項 (7) 本会の解散に関する事項 (7) その他重要な会務の運営に関する事項 (8) 理事会が付議した事項 (9) その他代議員会(社員総会)で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 2 会長は、次に掲げる事項については、代議員会に報告しなけ	(議長及び副議長の職務) 第 22 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。 (議長又は副議長の後任者の選定) 第 23 条 議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長がともに欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。 (代議員会の任務) 第 24 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。ただし、第 1 号から第 7 号及び第 11 号に掲げる事項について、臨時緊急を要する場合は、この限りでない。 (1) 収支決算に関する事項 (2) 収支予算に関する事項 (3) 事業計画に関する事項 (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項 (5) 借入金(年度内において償還する借入金を除く。)に関する事項 (6) 基本金に関する事項 (3) 代議員の除名 (4) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 (5) 理事及び監事の報酬等の額 (7) 代議員会の議決を経なければならないと定められている事項 (6) 重要な財産の造成及び処分に関する事項 (6) 定款の変更にに関する事項 (7) 本会の解散に関する事項 (7) その他重要な会務の運営に関する事項 (8) 理事会が付議した事項 (9) その他代議員会(社員総会)で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 2 会長は、次に掲げる事項については、代議員会に報告しなけ
--	--	--

ればならない。 (1) 庶務及び会計の概況に関する事項 (2) 事業の概況に関する事項 3 第1項ただし書の規定により臨時緊急を要するとして処理した事項については、次の代議員会において、その承認を得なければならない。 (代議員会の議事) 第33条 代議員会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、前条第1項(代議員会の任務)第8号から第10号までに掲げる事項については、代議員の3分の2以上の出席を必要とする。 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1項(代議員会の任務)第8号から第10号までに掲げる事項については、出席代議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 (代議員会への出席発言) 第34条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる。 (代議員会の議事規則) 第35条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。	ればならない。 —(1) 庶務及び会計の概況に関する事項 —(2) 事業の概況に関する事項 3 第1項ただし書の規定により臨時緊急を要するとして処理した事項については、次の代議員会において、その承認を得なければならない。 (代議員会の定足数及び決議) 第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。ただし、前条第1項(代議員会の任務)第8号から第10号までに掲げる事項については、代議員の3分の2以上の出席を必要とする。 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 代議員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 (代議員会への出席発言) 第26条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(以下「法人法施行規則」という。)で定める場合には、この限りでない。 (代議員会の議事規則) 第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。	ればならない。 —(1) 庶務及び会計の概況に関する事項 —(2) 事業の概況に関する事項 3 第1項ただし書の規定により臨時緊急を要するとして処理した事項については、次の代議員会において、その承認を得なければならない。 (代議員会の定足数及び決議) 第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。ただし、前条第1項(代議員会の任務)第8号から第10号までに掲げる事項については、代議員の3分の2以上の出席を必要とする。 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 代議員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 (代議員会への出席発言) 第26条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(以下「法人法施行規則」という。)で定める場合には、この限りでない。 (代議員会の議事規則) 第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。
--	---	---

第5章 役員及び顧問 (役員) 第13条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 3人 (3) 理事 23人(内10人を常任理事とする。) (4) 監事 3人 2 会長及び副会長は、理事とする。 (役員の職務) 第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。 3 理事は、会務を掌理する。 4 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して、常時会務を掌理する。 5 理事(会長及び副会長を除く。)は、あらかじめ会長の定めた順位により、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長がともに欠けたときはその職務を行う。 6 監事は、会務及び財産状況を監査する。	第6章 役員等 (役員等) 第28条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 27名 (2) 監事 3名 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、10名を常任理事とする。 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 4 本会に、会計監査人1名を置く。 (理事の職務) 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う業務を執行する。 3—理事は、会務を掌理する。 4 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して、常時会務を掌理業務を執行する。 5—理事(会長及び副会長を除く)は、あらかじめ会長の定めた順位により、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長がともに欠けたときはその職務を行う。 6—監事は、会務及び財産状況を監査する。 (監事の職務) 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。	第6章 役員等 (役員等) 第28条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 27名 (2) 監事 3名 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、10名を常任理事とする。 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 4 本会に、会計監査人1名を置く。 (理事の職務) 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う業務を執行する。 3—理事は、会務を掌理する。 4 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して、常時会務を掌理業務を執行する。 5—理事(会長及び副会長を除く)は、あらかじめ会長の定めた順位により、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長がともに欠けたときはその職務を行う。 6—監事は、会務及び財産状況を監査する。 (監事の職務) 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
---	---	---

(役員の任期) 第 15 条 役員の任期は , 2 年とする。 2 役員の任期が満了しても , 後任者が選任されるまでは , 役員は , 引き続きその職務を行わなければならない。 (役員の選挙) 第 16 条 役員は , 別に定めるところにより , 本会会員の中から , 代議員会において , 選挙する。この場合において , 理事 (会長 , 副会長及び常任理事を除く。) と常任理事の選挙は , これを区別して行うものとする。	(会計監査人の職務) 第 31 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面 (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの (役員等の任期) 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会における新たな役員就任の時、又は、定例代議員会の終結の時までのうち、いずれか先に到来する時までとする。 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。 3 定数が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、その定例代議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 (役員等の選任) 第 33 条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。 2 理事会は、会長、副会長及び常任理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、代議員会の決議により選出された会長候補者から、会長を選定する方法によることができる。	(会計監査人の職務) 第 31 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面 (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの (役員等の任期) 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会における新たな役員就任の時、又は、定例代議員会の終結の時までのうち、いずれか先に到来する時までとする。 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。 3 定数が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、その定例代議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 (役員等の選任) 第 33 条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。 2 理事会は、会長、副会長及び常任理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、代議員会の決議により選出された会長候補者から、会長を選定する方法によることができる。
---	--	---

(役員の補欠選挙) 第 17 条 役員に欠員を生じたときは , なるべくすみやかに , 補欠選挙を行うものとする。 2 補欠として選出された役員の任期は , 前任者の残任期間とする。	3 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。 (役員の補欠の選任) 第 34 条 役員理事及び監事に欠員を生じたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。 2 前項により選任された役員理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の親族等割合の制限) 第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。 (保有株式等に係る議決権行使の制限) 第36条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。 (役員等の解任) 第 37 条 理事及び監事並びに会計監査人は、代議員会の決議によって解任することができる。 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される代議員会に報告するものとする。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員等の報酬) 第38条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の	3 会計監査人は、代議員会の決議によって選任する。 (役員の補欠の選任) 第 34 条 役員理事及び監事に欠員を生じたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。 2 前項により選任された役員理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の親族等割合の制限) 第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。 (保有株式等に係る議決権行使の制限) 第36条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。 (役員等の解任) 第 36 条 理事及び監事並びに会計監査人は、代議員会の決議によって解任することができる。 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される代議員会に報告するものとする。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員等の報酬) 第37条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の
--	---	---

(顧 問) 第 18 条 本会に、顧問を置くことができる。 2 顧問は、代議員会の議決を経て、会長が委嘱する。 3 顧問の任期は、会長の任期による。 第 6 章 理事会及び常任理事会 (理事会) 第 19 条 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。 2 理事又は監事の過半数から理事会の招集の請求があったときは、できるだけ早く、これを招集しなければならない。	範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。 (役員等の責任免除) 第 39 条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。 2 前項の規定にかかわらず、当該理事、監事又は会計監査人が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事又は会計監査人 (理事、監事又は会計監査人であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 (顧 問) 第 40 条 本会に、3 名以下の顧問を置くことができる。 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。 3 顧問の任期は、会長の任期による。 4 顧問は次の職務を行う。 (1) 会長の相談に応じること。 (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。 第 7 章 理事会及び常任理事会 (理事会) 第 41 条 本会に理事会を置く。 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合	範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。 (役員等の責任免除) 第 38 条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。 2 前項の規定にかかわらず、当該理事、監事又は会計監査人が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事又は会計監査人 (理事、監事又は会計監査人であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。 (顧 問) 第 39 条 本会に、3 名以下の顧問を置くことができる。 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。 3 顧問の任期は、会長の任期による。 4 顧問は次の職務を行う。 (1) 会長の相談に応じること。 (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。 第 7 章 理事会及び常任理事会 (理事会) 第 40 条 本会に理事会を置く。 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合
---	--	--

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。 (理事会及び常任理事会の任務) 第 21 条 次に掲げる事項については、理事会の議決を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には、常任理事会の議決をもって、これに代えることができる。 (1) 総会の招集及びこれに提案すべき事項 (2) 代議員会の招集及びこれに提案すべき事項 (3) 会務の運営に関する事項 (4) その他重要な会務に関する事項 2 前項ただし書の規定により議決をした場合には、次の理事会において、これを報告し、その承認を得なければならない。 (常任理事会) 第 20 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。	には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会及び常任理事会の任務) 第 42 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備） (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除 2 前項ただし書の規定により議決をした場合には、次の理事会において、これを報告し、その承認を得なければならない。 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。 (常任理事会) 第 43 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は	には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会及び常任理事会の任務) 第 41 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。 (1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備） (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除 2 前項ただし書の規定により議決をした場合には、次の理事会において、これを報告し、その承認を得なければならない。 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。 (常任理事会) 第 42 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は
---	--	--

	常任理事が常任理事会を招集する。 3 常任理事会は、理事会又は会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。 4 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会への報告の省略) 第 44 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。 (理事会への出席発言) 第 22 条 監事並びに代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 第 9 章 総 会 (定例総会及び臨時総会) 第 36 条 総会は、定例総会及び臨時総会の 2 種とする。 2 定例総会は、毎年 1 回、会長が招集しなければならない。 3 臨時総会は、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、4 分の 1 以上の会員から、又は代議員会の議決により、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、3 月以内に、これを招集しなければならない。 4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を告示しなければならない。 5 前項の告示は、本会の機関誌に掲載することによって行うも	常任理事が常任理事会を招集する。 3 常任理事会は、理事会又は会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。 4 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会への報告の省略) 第 43 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。 (理事会への出席発言) 第 44 条 監事並びに代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 第 9 章—総—会 —(定例総会及び臨時総会)— 第 36 条—総会は、定例総会及び臨時総会の 2 種とする。— —2—定例総会は、毎年 1 回、会長が招集しなければならない。— —3—臨時総会は、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、4 分の 1 以上の会員から、又は代議員会の議決により、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、3 月以内に、これを招集しなければならない。— —4—総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を告示しなければならない。— —5—前項の告示は、本会の機関誌に掲載することによって行うも	常任理事が常任理事会を招集する。 3 常任理事会は、理事会又は会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。 4 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (理事会への報告の省略) 第 44 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。 (理事会への出席発言) 第 44 条 監事並びに代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 第 9 章—総—会 —(定例総会及び臨時総会)— 第 36 条—総会は、定例総会及び臨時総会の 2 種とする。— —2—定例総会は、毎年 1 回、会長が招集しなければならない。— —3—臨時総会は、会長が必要があると認める場合に、招集する。ただし、4 分の 1 以上の会員から、又は代議員会の議決により、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、3 月以内に、これを招集しなければならない。— —4—総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を告示しなければならない。— —5—前項の告示は、本会の機関誌に掲載することによって行うも
--	--	--	--

のとする。 6 第4項の告示は、総会開催の15日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (総会の議長) 第37条 会長は、定例総会及び臨時総会の議長となる。 2 議長は、総会における議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 (総会の任務) 第38条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。 (1) 重要な財産の処分に関する事項 (2) 定款の変更に関する事項 (3) 本会の解散に関する事項 2 会長は、次に掲げる事項については、総会に報告しなければならない。 (1) 庶務及び会計の概況に関する事項 (2) 事業の概況に関する事項 (3) 代議員会において議決した主要な決議に関する事項 (総会の議事) 第39条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1項(総会の任務)各号に掲げる事項については、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 第10章 日本医学会 (学会) 第40条 本会に、日本医学会(以下「学会」という。)を置く。 (構成) 第41条 学会は、各分科会をもって構成する。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。	のとする。 6 第4項の告示は、総会開催の15日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (総会の議長) 第37条 会長は、定例総会及び臨時総会の議長となる。 2 議長は、総会における議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 (総会の任務) 第38条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。 (1) 重要な財産の処分に関する事項 (2) 定款の変更に関する事項 (3) 本会の解散に関する事項 2 会長は、次に掲げる事項については、総会に報告しなければならない。 (1) 庶務及び会計の概況に関する事項 (2) 事業の概況に関する事項 (3) 代議員会において議決した主要な決議に関する事項 (総会の議事) 第39条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1項(総会の任務)各号に掲げる事項については、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 第8章 日本医学会 (学会) 第47条 本会に、日本医学会(以下「学会」という。)を置く。 (構成) 第48条 学会は、各分科会をもって構成する。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。	のとする。 6 第4項の告示は、総会開催の15日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。 (総会の議長) 第37条 会長は、定例総会及び臨時総会の議長となる。 2 議長は、総会における議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。 (総会の任務) 第38条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。 (1) 重要な財産の処分に関する事項 (2) 定款の変更に関する事項 (3) 本会の解散に関する事項 2 会長は、次に掲げる事項については、総会に報告しなければならない。 (1) 庶務及び会計の概況に関する事項 (2) 事業の概況に関する事項 (3) 代議員会において議決した主要な決議に関する事項 (総会の議事) 第39条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1項(総会の任務)各号に掲げる事項については、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 第8章 日本医学会 (学会) 第46条 本会に、日本医学会(以下「学会」という。)を置く。 (構成) 第47条 学会は、各分科会をもって構成する。 2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。
--	---	---

(目的) 第42条 学会は、本会と密接な連携の下に、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。 (事業) 第43条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 日本医学会総会の開催 (2) 日本医学会シンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び各分科会会員は、これに参加することができる。 (学会の役員) 第44条 学会に、次の役員を置く。 (1) 学 会 長 1人 (2) 学会副会長 3人 (3) 幹 事 若干人 2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。 3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。 (評議員) 第45条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ1人を置く。 2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。 3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。 (学会の役員等の職務) 第46条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。 2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定めた	(目的) 第49条 学会は、本会と密接な連携の下に、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。 (事業) 第50条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 日本医学会総会の開催 (2) 日本医学会シンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び各分科会会員は、これに参加することができる。 第44条～49条は日本医学会規則に移動 -(学会の役員)- 第44条 学会に、次の役員を置く。 (1) 学 会 長 1人 (2) 学会副会長 3人 (3) 幹 事 若干人 2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。 3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。 -(評議員)- 第45条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ1人を置く。 2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。 3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。 -(学会の役員等の職務)- 第46条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。 2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定めた	(目的) 第48条 学会は、本会と密接な連携の下に、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。 (事業) 第49条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 日本医学会総会の開催 (2) 日本医学会シンポジウムの開催 (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達 (4) その他学会の目的達成上必要な事業 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び各分科会会員は、これに参加することができる。 第44条～49条は日本医学会規則に移動 -(学会の役員)- 第44条 学会に、次の役員を置く。 (1) 学 会 長 1人 (2) 学会副会長 3人 (3) 幹 事 若干人 2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。 3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。 -(評議員)- 第45条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ1人を置く。 2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。 3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。 -(学会の役員等の職務)- 第46条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。 2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定めた
--	---	---

順位により，会長に事故があるときはその職務を代理し，会長が欠けたときはその職務を行う。 3 幹事は，学会の会務を処理する。 4 評議員は，学会の重要な会務を審議する。 （学会の役員等の任期） 第 47 条 学会長，学会副会長及び評議員の任期は，2 年とする。 2 幹事の任期は，4 年とし，別に定めるところにより，2 年ごとにその半数を改選するものとする。 （理事会等への出席発言） 第 48 条 学会長及び学会副会長は，本会の理事会，代議員会及び総会に出席して，意見を述べることができる。 （日本医師会長との協議） 第 49 条 学会長は，学会の重要な会務については，本会会長と協議し，了承を得るものとする。 （学会に関する細則） 第 50 条 学会に関する必要な細則は，学会の提案に基づき，代議員会の議決を経て，別に定める。 第 11 章 裁定委員会 （裁定委員会） 第 51 条 本会に，裁定委員会を置く。 2 裁定委員会は，11 人の裁定委員をもって組織する。 （裁定委員の選挙） 第 52 条 裁定委員は，本会会員の中から，代議員会において選挙する。 （裁定委員の任期） 第 53 条 裁定委員の任期は，2 年とする。 2 裁定委員の任期が満了しても，後任者が選任されるまでは，	順位により，会長に事故があるときはその職務を代理し，会長が欠けたときはその職務を行う。 3 幹事は，学会の会務を処理する。 4 評議員は，学会の重要な会務を審議する。 （学会の役員等の任期） 第 47 条 学会長，学会副会長及び評議員の任期は，2 年とする。 2 幹事の任期は，4 年とし，別に定めるところにより，2 年ごとにその半数を改選するものとする。 （理事会等への出席発言） 第 48 条 学会長及び学会副会長は，本会の理事会，代議員会及び総会に出席して，意見を述べることができる。 （日本医師会長との協議） 第 49 条 学会長は，学会の重要な会務については，本会会長と協議し，了承を得るものとする。 （学会に関する規則） 第 51 条 学会に関する必要な規則は，学会の提案に基づき，代議員会の決議を経て，別に定める。 第 9 章 裁定委員会 （裁定委員会） 第 52 条 本会に，裁定委員会を置く。 2 裁定委員会は，11 名の裁定委員をもって組織する。 （裁定委員の選任） 第 53 条 裁定委員は，本会会員の中から，代議員会において選任する。 （裁定委員の任期） 第 54 条 裁定委員の任期は，2 年とする第 32 条第 1 項（理事の任期）の規定を準用する。 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は，後任者が選	順位により，会長に事故があるときはその職務を代理し，会長が欠けたときはその職務を行う。 3 幹事は，学会の会務を処理する。 4 評議員は，学会の重要な会務を審議する。 （学会の役員等の任期） 第 47 条 学会長，学会副会長及び評議員の任期は，2 年とする。 2 幹事の任期は，4 年とし，別に定めるところにより，2 年ごとにその半数を改選するものとする。 （理事会等への出席発言） 第 48 条 学会長及び学会副会長は，本会の理事会，代議員会及び総会に出席して，意見を述べることができる。 （日本医師会長との協議） 第 49 条 学会長は，学会の重要な会務については，本会会長と協議し，了承を得るものとする。 （学会に関する規則） 第 50 条 学会に関する必要な規則は，学会の提案に基づき，代議員会の決議を経て，別に定める。 第 9 章 裁定委員会 （裁定委員会） 第 51 条 本会に，裁定委員会を置く。 2 裁定委員会は，11 名の裁定委員をもって組織する。 （裁定委員の選任） 第 52 条 裁定委員は，本会会員の中から，代議員会において選任する。 （裁定委員の任期） 第 53 条 裁定委員の任期は，2 年とする第 32 条第 1 項（理事の任期）の規定を準用する。 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は，後任者が選
---	--	--

引き続きその職務を行うものとする。 （裁定委員の兼職禁止） 第 54 条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。 （身分に関する裁定） 第 55 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。 (1) 第 7 条第 3 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項 (2) 第 12 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項 (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。 （紛議に関する調停） 第 56 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。 (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項 (2) 医師会相互間の紛議に関する事項 2 前項第 1 号の場合においては、会員の所属する都道府県医師会又は都市区医師会等の意見を聞かなければならない。 3 第 1 項第 2 号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。 （裁定委員会に関する規則） 第 57 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に定める。 第 12 章 委員会 （委員会の設置） 第 58 条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合に	任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。 （裁定委員の兼職禁止） 第 55 条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。 （身分に関する裁定） 第 56 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。 (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項 (2) 第 13 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項 (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。 （紛議に関する調停） 第 57 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。 (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項 (2) 医師会相互間の紛議に関する事項 2 前項第 1 号の場合においては、会員の所属する都道府県医師会又は都市区等医師会の意見を聞かなければならない。 3 第 1 項第 2 号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。 （裁定委員会に関する規則） 第 58 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。 第 10 章 委員会 （委員会の設置） 第 59 条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合に	任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。 （裁定委員の兼職禁止） 第 54 条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。 （身分に関する裁定） 第 55 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。 (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項 (2) 第 13 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項 (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。 （紛議に関する調停） 第 56 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。 (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項 (2) 医師会相互間の紛議に関する事項 2 前項第 1 号の場合においては、会員の所属する都道府県医師会又は都市区等医師会の意見を聞かなければならない。 3 第 1 項第 2 号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。 （裁定委員会に関する規則） 第 57 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。 第 10 章 委員会 （委員会の設置） 第 58 条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合に
--	--	--

は、委員会を設置することができる。 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。 第 13 章 団体契約及び意見表明 (団体契約) 第 59 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。 (主務大臣等に対する意見表明) 第 60 条 本会は、第 4 条(本会の目的)の目的達成のために必要があると認めるときは、主務大臣その他の関係者に対して意見を述べることができる。 第 14 章 会 計 (本会の経費) 第 61 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。 (会計年度) 第 62 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。	は、委員会を設置することができる。 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。 第 11 章 団体契約及び意見表明 (団体契約) 第 60 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。 (行政庁等に対する意見表明) 第 61 条 本会は、第 3 条(本会の目的)の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。 第 12 章 資産及び会計 (本会の経費) 第 62 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。 (事業年度) 第 63 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 64 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。 3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	は、委員会を設置することができる。 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。 第 11 章 団体契約及び意見表明 (団体契約) 第 59 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。 (行政庁等に対する意見表明) 第 60 条 本会は、第 3 条(本会の目的)の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。 第 12 章 資産及び会計 (本会の経費) 第 61 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。 (事業年度) 第 62 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 63 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。 3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するくものとする。
--	---	---

(会計区分) 第 63 条 本会の会計は、一般会計のほか、その他必要な会計に区分することができる。	(事業報告及び決算) 第 65 条 会長は毎事業年度経過後 3 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例代議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については、承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 3 第 1 項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。 4 貸借対照表は、定例代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。 (会計区分) 第 63 条 本会の会計は、一般会計のほか、その他必要な会計に区分することができる。	(事業報告及び決算) 第 64 条 会長は毎事業年度経過後 3 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例代議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するくとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するくものとする。 (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 3 第 1 項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。 3 貸借対照表は、定例代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。 (会計区分) 第 63 条 本会の会計は、一般会計のほか、その他必要な会計に区分することができる。
---	---	---

(一時借入金) 第 64 条 本会は、出納上必要があるときは、一時借入金をすることができる。 2 一時借入金は、当該年度の歳入で償還する。 (予算外支出及び予算超過支出) 第 65 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。 (剰余金の翌年度繰入) 第 66 条 歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の歳入に繰り入れるものとする。 (継続費) 第 67 条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を定めたものについては、各年度の支出総額を、事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。 (財産の管理責任) 第 68 条 本会の財産は、会長が管理する。 (会計の規程等) 第 69 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。 第 15 章 参 与 (参 与) 第 70 条 本会に、参与を置くことができる。	(一時借入金) 第 64 条 本会は、出納上必要があるときは、一時借入金をすることができる。 2 一時借入金は、当該年度の歳入で償還する。 (予算外支出及び予算超過支出) 第 65 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。 (剰余金の翌年度繰入) 第 66 条 歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の歳入に繰り入れるものとする (継続費) 第 67 条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を定めたものについては、各年度の支出総額を、事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。 (剰余金の分配の禁止) 第 66 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。 (財産の管理責任) 第 67 条 本会の財産は、会長が管理する。 (会計の規程等) 第 68 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。 (公益目的取得財産残額の算定) 第 69 条 会長は、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 65 条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。 第 13 章 参 与 (参 与) 第 70 条 本会に、理事会の決議を経て、15 名以下の参与を置く	(一時借入金) 第 64 条 本会は、出納上必要があるときは、一時借入金をすることができる。 2 一時借入金は、当該年度の歳入で償還する。 (予算外支出及び予算超過支出) 第 65 条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。 (剰余金の翌年度繰入) 第 66 条 歳計に剰余が生じたときは、その翌年度の歳入に繰り入れるものとする (継続費) 第 67 条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を定めたものについては、各年度の支出総額を、事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。 (剰余金の分配の禁止) 第 65 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。 (財産の管理責任) 第 66 条 本会の財産は、会長が管理する。 (会計の規程等) 第 67 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。 (公益目的取得財産残額の算定) 第 70 条 会長は、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 65 条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。 第 13 章 参 与 (参 与) 第 68 条 本会に、理事会の決議を経て、15 名以下の参与を置く
--	--	---

2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。 第 16 章 事務局 (事務局) 第 71 条 本会に、事務局を置く。 2 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関して必要な事項は、会長が定める。 第 17 章 雑 則 (残余財産の帰属) 第 72 条 本会が解散した場合において、残余財産があるときは、主務官庁の許可を得て、本会と類似する目的を有する法人に、寄附するものとする。 (定款施行細則) 第 73 条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て、別に細則で定める。	ことができる。 2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。 第 14 章 事務局 (事務局) 第 71 条 本会に、事務局を置く。 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。 3 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。 第 15 章 雑 則 (公益目的取得財産残額の贈与) 第 72 条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 73 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 (定款施行細則) 第 74 条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。	ことができる。 2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。 第 14 章 事務局 (事務局) 第 69 条 本会に、事務局を置く。 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。 3 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。 第 15 章 雑 則 (公益目的取得財産残額の贈与) 第 73 条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 70 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。 (定款施行細則) 第 71 条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。
--	---	---

(厚生大臣への届出及び報告) 第 74 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が厚生大臣に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。 2 本会の事業報告及び収支決算は、会長が厚生大臣に報告するものとする。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。 (役員等に関する経過措置) 2 この定款施行の際現に役員及び裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ役員及び裁定委員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (代議員及び予備代議員に関する経過措置) 3 この定款施行の際現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、都道府県医師会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。	(厚生大臣への届出及び報告) 第 74 条 本会の各事業年度に係る事業計画書及び収支予算書等は、認定法第 22 条に従い、当該事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。 2 本会の各事業年度に係る計算書類及び事業報告等は、認定法第 22 条に従い、各事業年度終了後、行政庁に提出しなければならない。 (公告) 第 75 条 本会の公告は、電子公告により行う。 (委任) 第 76 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (役員等に関する経過措置) 2 この定款施行の際現に役員及び裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ役員及び裁定委員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (代議員及び予備代議員に関する経過措置) 2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、都道府県医師会において、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。	(厚生大臣への届出及び報告) 第 74 条 本会の各事業年度に係る事業計画書及び収支予算書等は、認定法第 22 条に従い、当該事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。 2 本会の各事業年度に係る計算書類及び事業報告等は、認定法第 22 条に従い、各事業年度終了後、行政庁に提出しなければならない。 (公告) 第 72 条 本会の公告は、電子公告により行う。 (委任) 第 73 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 (役員等に関する経過措置) 2 この定款施行の際現に役員及び裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ役員及び裁定委員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (代議員及び予備代議員に関する経過措置) 2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、都道府県医師会において、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。
---	---	--

(学会役員等に関する経過措置) 4 この定款施行の際現に学会の役員又は幹事の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (学会評議員に関する経過措置) 5 この定款施行の際現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期によるものとする。	(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置) 3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (会長等に関する措置) 4 この法人の最初の会長は、副会長は、常任理事は、会計監査人はとする。 (裁定委員に関する経過措置) 5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (参与に関する経過措置) 6 この定款施行の際、現に参与の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (学会役員等に関する経過措置) 4 この定款施行の際現に学会の役員又は幹事の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (日本医学会規則附則へ移動) (学会評議員に関する経過措置) 5 この定款施行の際現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期によるものとする。 (日本医学会規則附則へ移動)	(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置) 3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (会長等に関する措置) 4 この法人の最初の会長は、副会長は、常任理事は、会計監査人はとする。 (裁定委員に関する経過措置) 5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (参与に関する経過措置) 6 この定款施行の際、現に参与の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (学会役員等に関する経過措置) 4 この定款施行の際現に学会の役員又は幹事の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (日本医学会規則附則へ移動) (学会評議員に関する経過措置) 5 この定款施行の際現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期によるものとする。 (日本医学会規則附則へ移動)
--	---	---

(職員に関する経過措置) 6 この定款施行の際現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成2年2月15日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成6年1月1日から施行する。	(委員会委員に関する経過措置) 7 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (職員に関する経過措置) 8 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。 (計算書類等の作成等に関する経過措置) 9 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第63条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 附——則 (施行期日) 1 この定款は、平成2年2月15日から施行する。 附——則 (施行期日) 1 この定款は、平成6年1月1日から施行する。	(委員会委員に関する経過措置) 7 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。 (職員に関する経過措置) 8 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。 (計算書類等の作成等に関する経過措置) 9 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第62条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 附——則 (施行期日) 1 この定款は、平成2年2月15日から施行する。 附——則 (施行期日) 1 この定款は、平成6年1月1日から施行する。
--	---	--

定款施行細則

現行	変更案(09.05.01)
定款第 73 条の規定に基づき、日本医師会定款施行細則を次のように定める。	定款第 74 条の規定に基づき、日本医師会定款施行細則を次のように定める。
目 次	目 次
第 1 章 会員及び会費（第 1 条—第 4 条）	第 1 章 会員及び会費（第 1 条—第 4 条）
第 2 章 役員選挙（第 5 条—第 33 条）	第 2 章 代議員会運営委員会（第 5 条）
第 3 章 議長及び副議長選挙（第 34 条—第 35 条）	第 3 章 役員 の選任 （第 6 条—第 31 条）
第 4 章 代議員及び予備代議員選挙（第 36 条—第 42 条）	第 4 章 会長候補者の選出（第 32 条—第 33 条）
第 5 章 裁定委員選挙（第 43 条）	第 5 章 議長及び副議長 の選定 （第 34 条—第 35 条）
附 則	第 6 章 代議員及び予備代議員 の選出 （第 36 条—第 42 条）
	第 7 章 裁定委員 の選任 （第 43 条）
	附 則
社団法人日本医師会定款施行細則	公益 社団法人日本医師会定款施行細則
第 1 章 会員及び会費 （入会申込書、退会届出書及び異動報告書）	第 1 章 会員及び会費 （入会申込書、退会届出書及び異動報告書）
第 1 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が決める。	第 1 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が決める。
（本会入会年月日）	（本会入会年月日）
第 2 条 本会への入会については、郡市区医師会その他の医師会に入会し、都道府県医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載	第 2 条 本会への入会については、 郡市区等医師会 に入会し、都道府県医師会を経由して、本会に送付された入会申込書に記載してある入会

してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

（本会退会年月日）

第3条 本会からの退会については、所属の都市区医師会その他の医師会に退会の手続きをし、都道府県医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

（会費、負担金及び徴収方法）

第4条 定款第8条第2項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の議決を経て定める。

2 定款第8条第2項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の議決を経て定める。

第2章 役員選挙

（役員選挙の細則）

第5条 定款第16条の規定に基づく役員の選挙は、本章の定めるところによる。

年月日をもって、本会の入会年月日とする。

（本会退会年月日）

第3条 本会からの退会については、所属の都市区等医師会に退会の手続きをし、都道府県医師会を経由して、本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

（会費、負担金及び徴収方法）

第4条 定款第8条第2項の規定による会費の額及びその徴収方法については、毎年、代議員会の議決を経て定める。

2 定款第8条第2項の規定による負担金の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の議決を経て定める。

第2章 代議員会運営委員会

（代議員会運営委員会の設置）

第5条 代議員会の円滑な運営並びに役員等選任の公正をはかるため、代議員会運営委員会を設ける。

2 代議員会運営委員会に関する規則は、別に定める。

第3章 役員の選任

（役員選任の細則）

第6条 定款第33条の規定に基づく役員選任は、本章の定めるところによる。

（選挙に関する必要事項の通知）

第6条 会長は、役員の選挙にあたっては、あらかじめ、選挙に関する必要な事項についてその要旨を、都道府県医師会長に通知しなければならない。

（選挙期日の公示）

第7条 役員の選挙の期日は、少くとも 20 日前までに、公示（本会の機関誌へ掲載）しなければならない。

（立候補届出）

第8条 役員の候補者となろうとする者は、その選挙の期日前7日までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（推薦届出）

第9条 会員が他の会員を役員の候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、文書で、会長にその推薦の届出をすることができる。

（選任に関する必要事項の通知）

第7条 会長は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要な事項についてその要旨を、都道府県医師会長に通知しなければならない。

（選任期日の公示）

第8条 役員の選任の期日は、少なくとも 20 日前までに、公示（本会の機関誌へ掲載）しなければならない。

（立候補届出）

第9条 役員の候補者となろうとする者は、その選任の期日前 10 日までに、文書で、その旨を代議員会運営委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前 10 時から午後5時までの間にしなければならない。

（推薦届出）

第10条 役員の候補者となろうとする者が他の会員の推薦を受ける場合には、推薦者全員の名前を記載した文書を、候補者本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、代議員会運営委員会に届け出なければならない。この場合において、推薦者の数は50名を上限とする。

（役員候補者の議案提出）

第11条 第9条および前条の規定に基づく役員候補者は、理事会がこ

(経歴表の添付) 第 10 条 前 2 条の規定による立候補届出及び推薦届出には，経歴表を添付しなければならない． (立候補届出書等の様式) 第 11 条 立候補届出書，推薦届出書，承諾書及び経歴表の様式は，別紙で定める． (候補辞退及び推薦取下げ) 第 12 条 候補者は，当該選挙が行われるまでに，文書で会長に届け出て，その候補者たることを辞することができる． 2 推薦届出者は，前項の例により，候補者の承諾を得て，その推薦届出を取り下げることができる． (候補辞退届出書等の様式) 第 13 条 前条の規定による候補辞退届出書及び推薦取下届出書の様式は，別紙で定める． (候補者一覧表の作成及び送付) 第 14 条 会長は，立候補届出又は推薦届出の締切後候補者一覧表を作成し，すみやかにこれを，代議員(新たに代議員となるべき者をいう。) に，補欠選挙の場合には議長，副議長及び代議員に，送付しなければ	れを代議員会の議案として提出する。 (経歴表の添付) 第 12 条 第 9 条及び第 10 条の規定による立候補届出及び推薦届出には，経歴表を添付しなければならない。 (立候補届出書等の様式) 第 13 条 立候補届出書，推薦届出書，承諾書，経歴表及び候補辞退届出書の様式は，代議員会運営委員会が定める。 (候補辞退及び推薦取下げ) 第 14 条 候補者は，当該選任の決議が行われるまでに，文書で代議員会運営委員会に届け出て，その候補者たることを辞することができる。 2 推薦届出者は，前項の例により，候補者の承諾を得て，その推薦届出を取り下げることができる。 (候補辞退届出書等の様式) 第 13 条 前条の規定による候補辞退届出書及び推薦取下届出書の様式は，別紙で定める。 (候補者一覧表の作成及び送付) 第 15 条 代議員会運営委員会は，立候補届出又は推薦届出の締切後候補者一覧表を作成し，会長はすみやかにこれを，代議員(新たに代議員となるべき者をいう。)に，補欠選挙の場合には議長，副議長(代議
--	--

ならない。 2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、会長がくじで決める。 （候補者名簿） 第 15 条 会長は、候補者名簿を作成し、選挙の当日、これを代議員に配付しなければならない。 （候補者の氏名掲示） 第 16 条 会長は、選挙の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。 2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。 3 第 12 条の規定による立候補の辞退及び推薦の取下げがあった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。 （選挙立会人） 第 17 条 議長は、代議員の中から、選挙立会人 3 人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。 （開票管理人） 第 18 条 議長は、代議員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人 3 人を指名しなければならない。	員会の議長、副議長をいう。以下同じ）及び代議員に、送付しなければならない。 2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、代議員会運営委員会がくじで決める。 （候補者名簿） 第 16 条 代議員会運営委員会は、候補者名簿を作成し、選任の当日、会長はこれを代議員に配付しなければならない。 （候補者の氏名掲示） 第 17 条 会長は、選任の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。 2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。 3 第 14 条の規定による立候補の辞退及び推薦の取下げがあった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。 （投開票立会人） 第 18 条 議長は、代議員の中から、投開票立会人 3 名を指名し、投票及び開票に立ち合わ 1 せなければならない。 （開票管理人） 第 19 条 議長は、代議員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人 3 名を指名しなければならない。
---	---

(選挙の方法)

第 19 条 役員の選挙は、投票によって行う。

2 委任状による投票は、認めない。

(投票用紙)

第 20 条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(投票の方法)

第 21 条 投票の方法は、選挙すべき役員の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第 22 条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの

(4) 単記投票においては、1 投票中に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの

(5) 連記投票においては、定められた数を超え候補者の氏名を記載したもの

(6) 連記投票においては、同一候補者の氏名を 2 つ以上記載したもの

(選任の方法)

第 20 条 役員の選任は、投票によって行う。ただし、候補者の数がその員数を超えないときは、他の方法によることができる。

~~2 委任状による投票は、認めない。~~

(投票用紙)

第 21 条 投票用紙の様式は、代議員会運営委員会が定める。

(投票の方法)

第 22 条 投票の方法は、所定の投票用紙による無記名投票とする。

~~2 投票は、無記名投票とする。~~

(無効投票)

第 23 条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの

(2) 候補者選任の賛否が判じ難いもの

~~(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの~~

~~(3) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの~~

~~(4) 単記投票においては、1 投票中に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの~~

~~(5) 連記投票においては、定められた数を超え候補者の氏名を記載したもの~~

~~(6) 連記投票においては、同一候補者の氏名を 2 つ以上記載したもの~~

(投票の効力)

第 23 条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開 票)

第 24 条 開票管理人は、選挙立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、選挙立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、選挙立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(無投票当選)

第 25 条 立候補の届出又は推薦届出のあった候補者が、その選挙の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票は行わず、議長が、当該候補者をもって、当選人と決定する。

(選挙当日の補欠選挙)

第 26 条 前条の場合において、候補者が定数に達しないときは、代議員会の意見によって、当該選挙の当日においても、補欠選挙を行うことができる。この場合においては、第 7 条から第 9 条まで(期間に関する部分の規定)並びに第 14 条、第 15 条及び第 16 条第 2 項の規定は、適用しない。

(投票の効力)

第 24 条 投票の効力は、**投開票**立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開 票)

第 25 条 開票管理人は、**投開票**立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、**投開票**立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、**投開票**立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

~~(無投票当選)~~

~~第 25 条 立候補の届出又は推薦届出のあった候補者が、その選任の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票は行わず、議長が、当該候補者をもって、当選人と決定する。~~

(**選任**当日の補欠の**選任**)

第 26 条 ~~前条の場合において、~~候補者が定数に達しないときは、代議員会の意見によって、当該**選任**の当日においても、補欠の**選任**を行うことができる。この場合においては、第 8 条から第 10 条まで(期間に関する部分の規定)並びに第 15 条、第 16 条及び第 17 条第 2 項の規定は、適用しない。

(当選人の決定)

第 27 条 役員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(会長選挙の必要得票数)

第 28 条 会長の選挙においては、有効投票の総数の 3 分の 1 以上の得票を得なければならない。

2 前項の場合において、3 分の 1 以上の得票を得た者がいないときは、有効投票の最多数を得た者 2 人をもって候補者とし、会長の選挙を行う。

(当選人決定の報告)

第 29 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他必要な事項を、会長に報告しなければならない。

(当選人へ当選決定の通知)

第 30 条 会長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、すみやかに、当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。

(当選人の決定)

第 27 条 役員の選任においては、出席代議員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

~~(会長選挙の必要得票数)~~

~~第 28 条 会長の選挙においては、有効投票の総数の 3 分の 1 以上の得票を得なければならない。~~

~~2 前項の場合において、3 分の 1 以上の得票を得た者がいないときは、有効投票の最多数を得た者 2 人をもって候補者とし、会長の選挙を行う。~~

(当選人決定の報告)

第 28 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、その代議員会に報告しなければならない。

~~(当選人へ当選決定の通知)~~

~~第 30 条 会長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、すみやかに、当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。~~

(当選証書の交付)

第 31 条 会長は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員の任期の起算)

第 32 条 役員の任期の起算は、その選挙が行われた年の 4 月 1 日からとする。

(選挙の疑義)

第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決定する。

(当選証書の交付)

第 29 条 代議員会運営委員会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員の任期の起算)

第 30 条 役員の任期の起算は、その選任が行われた年の 4 月 1 日からとする。

(選任の疑義)

第 31 条 選任に関する疑義は、代議員会運営委員会において協議し、議長が会議代議員会にはかって決定する。

第 4 章 会長候補者の選出

(会長候補者の選出)

第 32 条 定款第 33 条第 2 項に基づく会長候補者の選出は、本章の定めるところによる。

(選出の方法)

第 33 条 代議員会は、会長候補者 1 名を選出することができる。

2 会長候補者の選出は、所定の投票用紙による無記名投票とする。ただし、候補者の数が 1 名を超えないときは、他の方法によることができる。

3 前項の場合においては、第 23 条の規定を準用する。

第3章 議長及び副議長選挙

(代議員会の議長及び副議長の選挙)

第34条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選任し、議長の職務を行わせる。

(単記無記名投票)

第35条 代議員会の議長及び副議長の選挙は、単記無記名投票によるものとする。

2 前項の場合においては、第22条の規定を準用する。

第4章 代議員及び予備代議員選挙

(代議員及び予備代議員の選挙の委託)

第36条 定款第25条及び第26条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選挙は、都道府県医師会に委託して行う。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第37条 本会の代議員の定数は、会員総数が500人以内の都道府県医

第5章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第34条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第35条 代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の投票用紙による無記名投票とする。ただし、候補者の数が各1名を超えないときは、他の方法によることができる。

2 前項の場合においては、第23条の規定を準用する。

第6章 代議員及び予備代議員選挙の選出

(代議員及び予備代議員の選出の委託)

第36条 定款第16条及び第17条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、都道府県医師会に委託して行う。

2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも都道府県医師会長に対して、求めることができる。

3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも都道府県医師会長に対して、求めることができる。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第37条 本会の代議員の定数は、会員総数が500名以内の都道府県医

師会においては1人、500人を超えるものにおいては、500人又はその端数を加えるごとに1人を加えた員数とする。

2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

（代議員選挙における会員名簿及び員数決定）

第38条 本会の代議員の選挙の基準となる本会会員数は、毎年12月1日現在の会員名簿による。

2 各都道府県医師会において選挙すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

（会員数の異動）

第39条 本会の代議員の選挙後において、当該都道府県医師会の会員数に異動があっても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

（代議員及び予備代議員への立候補）

第40条 本会の代議員及び予備代議員となろうとする者は、都道府県医師会において行われる日本医師会代議員及び予備代議員の選挙の期日前7日までに、当該都道府県医師会長に届け出なければならない。

2 都道府県医師会の会員が他の会員を本会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、前項と同様、その旨を届け出なければならない。

師会においては1名、500名を超えるものにおいては、500名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数とする。

2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

（代議員選出における会員名簿及び員数決定）

第38条 本会の代議員の選出の基準となる本会会員数は、毎年12月1日現在の会員名簿による。

2 各都道府県医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

（会員数の異動）

第39条 本会の代議員の選出後において、当該都道府県医師会の会員数に異動があっても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

（代議員及び予備代議員への立候補）

第40条 本会の代議員及び予備代議員となろうとする者は、都道府県医師会において行われる日本医師会代議員及び予備代議員の選出の期日前10日までに、当該都道府県医師会長に届け出なければならない。

2 都道府県医師会の会員が他の会員を本会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、前項と同様、その旨を届け出なければならない。

（代議員及び予備代議員の候補者の公示）

第 41 条 都道府県医師会は、前条の規定により届出のあった本会の代議員及び予備代議員の候補者については、これを当該都道府県医師会の代議員会に公示して、その選挙を行わなければならない。

（代議員及び予備代議員選挙の報告）

第 42 条 都道府県医師会において本会の代議員及び予備代議員の選挙が行われたときは、当該都道府県医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、おそくとも 3 月 10 日までに、補欠選挙の場合にはその都度、本会会長に報告するものとする。

第 5 章 裁定委員選挙

（裁定委員選挙）

第 43 条 定款第 52 条の規定に基づく裁定委員の選挙については、役員の選挙に関する規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

（代議員及び予備代議員の候補者の公示）

第 41 条 都道府県医師会は、前条の規定により届出のあった本会の代議員及び予備代議員の候補者については、これを当該都道府県医師会の代議員会に公示して、その選出を行わなければならない。

（代議員及び予備代議員選出の報告）

第 42 条 都道府県医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、当該都道府県医師会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、おそくとも 2 月末日までに、補欠の選出の場合にはその都度、本会会長に報告するものとする。

第 7 章 裁定委員の選任

（裁定委員の選任）

第 43 条 定款第 53 条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員の選任に関する規定を準用する。

附 則

（施行期日）

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(旧細則廃止) 2 社団法人 日本医師会定款施行細則(昭和 23 年 3 月 8 日)は、廃止する。	(旧細則廃止) 2 社団法人 日本医師会定款施行細則(昭和 23 年 3 月 8 日)は、廃止する。
--	--

日本医学会規則

現行	変更案(09.05.01)
定款第 50 条の規定に基づき、日本医学会施行細則を次のように定める。	定款第 51 条の規定に基づき、日本医学会規則を次のように定める。
目 次	目 次
第 1 章 分科会（第 1 条—第 5 条）	第 1 章 組織等（第 1 条—第 6 条）
第 2 章 会議（第 6 条—第 12 条）	第 2 章 分科会（第 7 条—第 11 条）
第 3 章 日本医学会総会（第 13 条—第 16 条）	第 3 章 会議（第 12 条—第 18 条）
第 4 章 分科会会長会議（第 17 条）	第 4 章 日本医学会総会（第 19 条—第 22 条）
附 則	第 5 章 分科会会長会議（第 23 条）
日本医学会施行細則	附 則
現行定款第 44 条から 49 条を移動 （学会の役員）	日本医学会規則
第 44 条 学会に、次の役員を置く。	第 1 章 組織等 （学会の役員）
（1）学 会 長 1 人	第 1 条 学会に、次の役員を置く。
（2）学会副会長 3 人	（1）学 会 長 1 名
（3）幹 事 若干人	（2）学会副会長 3 名
2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。	（3）幹 事 若干名
3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。	2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。
	3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。

（評議員）

第 45 条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ 1 人を置く。

2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。

3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。

（学会の役員等の職務）

第 46 条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。

2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、学会の会務を処理する。

4 評議員は、学会の重要な会務を審議する。

（学会の役員等の任期）

第 47 条 学会長、学会副会長及び評議員の任期は、2 年とする。

2 幹事の任期は、4 年とし、別に定めるところにより、2 年ごとにその半数を改選するものとする。

（理事会等への出席発言）

第 48 条 学会長及び学会副会長は、本会の理事会、代議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。

（日本医師会長との協議）

第 49 条 学会長は、学会の重要な会務については、本会会長と協

（評議員）

第 2 条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ 1 名を置く。

2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。

3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。

（学会の役員等の職務）

第 3 条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。

2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定めた順位により、学会長に事故があるときはその職務を代理し、学会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、学会の会務を処理する。

4 評議員は、学会の重要な会務を審議する。

（学会の役員等の任期）

第 4 条 学会長、学会副会長及び評議員の任期は、2 年とする。

2 幹事の任期は、4 年とし、別に定めるところにより、2 年ごとにその半数を改選するものとする。

（理事会等への出席発言）

第 5 条 学会長及び学会副会長は、日本医師会の理事会及び代議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。

（日本医師会長との協議）

第 6 条 学会長は、学会の重要な会務については、本会会長と協

議し、了承を得るものとする。

第1章 分科会

(分科会会長)

第1条 各分科会は、それぞれ分科会会長1人を置く。

2 分科会会長は、各分科会において選挙する。

3 分科会会長の任期は、各分科会において、それぞれ定める。

(連絡委員)

第2条 各分科会には、それぞれ日本医学会連絡委員1人を置く。

2 連絡委員は、評議員に事故があるときはその職務を代理し、評議員が欠けたときはその職務を行う。

(分科会の区分)

第3条 日本医学会の分科会は、別表のとおりとする。

(分科会の重要事項の報告)

第4条 各分科会の日本医学会評議員は、その分科会の重要な事項等を、年度ごとに学会長に報告しなければならない。

(分科会の新規加入)

第5条 新規に加入する分科会は、別に定める内規により、評議員会において決定し、日本医師会理事会に報告するものとする。

議し、了承を得るものとする。

第2章 分科会

(分科会会長)

第7条 各分科会は、それぞれ分科会会長1名を置く。

2 分科会会長は、各分科会において選挙する。

3 分科会会長の任期は、各分科会において、それぞれ定める。

(連絡委員)

第8条 各分科会には、それぞれ日本医学会連絡委員1名を置く。

2 連絡委員は、評議員に事故があるときはその職務を代理し、評議員が欠けたときはその職務を行う。

(分科会の区分)

第9条 日本医学会の分科会は、別表のとおりとする。

(分科会の重要事項の報告)

第10条 各分科会の日本医学会評議員は、その分科会の重要な事項等を、年度ごとに学会長に報告しなければならない。

(分科会の新規加入)

第11条 新規に加入する分科会は、別に定める内規により、評議員会において決定し、日本医師会理事会に報告するものとする。

第2章 会 議

(会 議)

第6条 会議は、評議員会、幹事会及び協議会とする。

(定例評議員会及び臨時評議員会)

第7条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種とする。評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 評議員会の議決に関して必要な事項は、別に定める内規による。

3 評議員会は、評議員をもって組織し、学会長が毎年1回2月に招集し、その議長となる。ただし、都合によりその開催時期を変更することができる。

4 臨時評議員会は、学会長が必要と認める場合に招集する。ただし、3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時評議員会招集の請求があったときは、学会長は、2月以内に、これを招集しなければならない。

(評議員会の任務)

第8条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を得なければならない。

(1) 学会の事業計画

(2) 日本医学会総会の会頭及び副会頭の選出並びに開催地及び会期の決定

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、評議員会、幹事会及び協議会とする。

(定例評議員会及び臨時評議員会)

第13条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種とする。評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 評議員会の決議に関して必要な事項は、別に定める内規による。

3 評議員会は、評議員をもって組織し、学会長が毎年1回2月に招集し、その議長となる。ただし、都合によりその開催時期を変更することができる。

4 臨時評議員会は、学会長が必要と認める場合に招集する。ただし、3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時評議員会招集の請求があったときは、学会長は、2月以内に、これを招集しなければならない。

(評議員会の任務)

第14条 次に掲げる事項については、評議員会の決議を得なければならない。

(1) 学会の事業計画

(2) 日本医学会総会の会頭及び副会頭の選出並びに開催地及び会期の決定

(3) 日本医学会に関する日本医師会の定款及び日本医学会施行細則の変更に関する事項 (4) その他重要な会務に関する事項 2 学会長は、学会の事業及び会計の概要については、評議員会に報告するものとする。 (幹事会) 第 9 条 幹事会は、幹事をもって組織し、学会長が随時招集し、その議長となる。 (幹事会の任務) 第 10 条 次に掲げる事項については、幹事会の議決を得なければならない。 (1) 評議員会に提案すべき事項 (2) 会務の運営に関する事項 (3) その他重要な会務に関する事項 (協議会) 第 11 条 協議会は、学会長及び副会長をもって組織し、毎週 1 回定例的に開催し、会務の運営に関する事項について協議する。 (委員会の設置) 第 12 条 学会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。	(3) 日本医学会に関する日本医師会の定款及び日本医学会本規則の変更に関する事項 (4) その他重要な学会の会務に関する事項 2 学会長は、学会の事業及び会計の概要については、評議員会に報告するものとする。 (幹事会) 第 15 条 幹事会は、幹事をもって組織し、学会長が随時招集し、その議長となる。 (幹事会の任務) 第 16 条 次に掲げる事項については、幹事会の決議を得なければならない。 (1) 評議員会に提案すべき事項 (2) 学会の会務の運営に関する事項 (3) その他重要な学会の会務に関する事項 (協議会) 第 17 条 協議会は、学会長及び学会副会長をもって組織し、毎週 1 回定例的に開催し、学会の会務の運営に関する事項について協議する。 (委員会の設置) 第 18 条 学会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。
--	--

第3章 日本医学会総会

(学会総会)

第13条 日本医学会総会(以下「学会総会」という。)は、医学及び医療の振興、情報の伝達を図る目的をもって、4年に1回開催する。

2 学会総会に関して必要な事項は、別に定める。

(会頭、副会頭及び準備委員長)

第14条 学会総会に、会頭1人、副会頭2人、準備委員長1人及び委員若干人を置く。

2 学会総会の会頭及び副会頭は、評議員会において選挙する。

3 学会総会の準備委員長及び委員は、会頭がこれを委嘱する。

(会頭、副会頭及び準備委員長の職務)

第15条 会頭は、学会総会の執行に関する会務を総理するとともに、学会総会を開催する。

2 副会頭は、会頭を補佐して、学会総会執行に関する会務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代理し、会頭が欠けたときはその職務を行う。

3 準備委員長は、会頭の命を受けて、委員と連絡協議し、学会総会の事務を処理総括する。

4 学会総会の会頭、副会頭及び準備委員長は、次の学会総会に至る間の一切の会務を処理する。

第4章 日本医学会総会

(学会総会)

第19条 日本医学会総会(以下「学会総会」という。)は、医学及び医療の振興、情報の伝達を図る目的をもって、4年に1回開催する。

2 学会総会に関して必要な事項は、別に定める。

(会頭、副会頭及び準備委員長)

第20条 学会総会に、会頭1名、副会頭2名、準備委員長1名及び委員若干名を置く。

2 学会総会の会頭及び副会頭は、評議員会において選挙する。

3 学会総会の準備委員長及び委員は、会頭がこれを委嘱する。

(会頭、副会頭及び準備委員長の職務)

第21条 会頭は、学会総会の執行に関する会務を総理するとともに、学会総会を開催する。

2 副会頭は、会頭を補佐して、学会総会執行に関する会務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代理し、会頭が欠けたときはその職務を行う。

3 準備委員長は、会頭の命を受けて、委員と連絡協議し、学会総会の事務を処理総括する。

4 学会総会の会頭、副会頭及び準備委員長は、次の学会総会に至る間の一切の会務を処理する。

(学会総会の開催地及び会期の決定) 第 16 条 学会総会の開催地及び会期の決定は、評議員会の議決するところによる。 第 4 章 分科会会長会議 (組織、招集及び運営) 第 17 条 分科会会長会議は、各分科会会長をもって組織し、学会総会の会頭が学会長と合議の上、随時これを招集する。 2 分科会会長会議は、学会総会会頭が議長となり、学会総会に関する事項について協議する。 附 則 (施行期日) 1 この細則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。 現行定款附則より移動 (学会役員等に関する経過措置) 4 この定款施行の際現に学会の役員又は幹事の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるもの	(学会総会の開催地及び会期の決定) 第 22 条 学会総会の開催地及び会期の決定は、評議員会の決議するところによる。 第 5 章 分科会会長会議 (組織、招集及び運営) 第 23 条 分科会会長会議は、各分科会会長をもって組織し、学会総会の会頭が学会長と合議の上、随時これを招集する。 2 分科会会長会議は、学会総会会頭が議長となり、学会総会に関する事項について協議する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (学会役員等に関する経過措置) 2 この規則施行の際、現に学会の役員又は幹事の職に在る者は、改正後の定款本規則の規定に基づき、評議員会において、それぞれ学会長及び学会副会長に選挙され、又は幹事に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によ
--	---

とする。 (学会評議員に関する経過措置) 5 この定款施行の際現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期によるものとする。 (旧細則廃止) 2 日本医学会関係施行細則(昭和23年3月8日)は、廃止する。 附 則 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。	るものとする。 (学会評議員に関する経過措置) 3 この規則施行の際、現に学会の評議員の職に在る者は、改正後の定款本規則の規定に基づき、分科会において、それぞれ選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期によるものとする。 (旧細則廃止) 2 日本医学会関係施行細則(昭和23年3月8日)は、廃止する。 ——附——則 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
---	---

裁定委員会規則

現行	変更案(09.05.01)
定款第57条の規定に基づき 裁定委員会規則を次のように定める。 日本医師会裁定委員会規則 （委員長及び副委員長） 第1条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。 （委員長及び副委員長の職務） 第2条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 （委員会の定足数及び議決数） 第3条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。 （本委員会と都道府県医師会との裁定の関係） 第4条 本委員会における裁定（調停を含む。以下同じ。）は、所属都道府県医師会の裁定に不服がある場合に、これを行うものとする。	定款第58条の規定に基づき、裁定委員会規則を次のように定める。 日本医師会裁定委員会規則 （委員長及び副委員長） 第1条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1名を置く。 2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。 （委員長及び副委員長の職務） 第2条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 （委員会の定足数及び議決数決議） 第3条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。 2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。 （本委員会と都道府県医師会との裁定の関係） 第4条 本委員会における裁定（調停を含む。以下同じ。）は、所属都道府県医師会の裁定に不服がある場合に、これを行うものとする。

(裁定申請及び訴状等) 第 5 条 都道府県医師会の裁定に不服がある者は、本委員会の裁定を申請することができる。 2 本委員会に裁定を申請しようとする者は、その裁定の写し、提訴理由及び立証を具える訴状並びにその副本 2 通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。 3 前項の場合において、都道府県医師会の裁定を経たものについては、その裁定があった日から 30 日以内に、その申請書が提出されなければ、これを受理しないものとする。 (都道府県医師会へ申請書等受理の通知) 第 6 条 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件を本委員会に付託するとともに、その旨を当該都道府県医師会に通知しなければならない。 (答弁書及び意見書の提出) 第 7 条 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本 1 通を争訟を提起された都道府県医師会に送付し、一定期間内に、答弁書を提出すべき旨を通知するものとする。 2 前項の場合においては、同時に、訴状の副本 1 通を提訴した会員の所属市区医師会等に送付し、一定期間内に、意見書を提出すべき旨を通知するものとする。 (申請の却下) 第 8 条 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案	(裁定申請及び訴状等) 第 5 条 都道府県医師会の裁定に不服がある者は、本委員会の裁定を申請することができる。 2 本委員会に裁定を申請しようとする者は、その裁定の写し、提訴理由及び立証を具える訴状並びにその副本 2 通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。 3 前項の場合において、都道府県医師会の裁定を経たものについては、その裁定があった日から 30 日以内に、その申請書が提出されなければ、これを受理しないものとする。 (都道府県医師会へ申請書等受理の通知) 第 6 条 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件を本委員会に付託するとともに、その旨を当該都道府県医師会に通知しなければならない。 (答弁書及び意見書の提出) 第 7 条 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本 1 通を争訟を提起された都道府県医師会に送付し、一定期間内に期限を定めて、答弁書を提出すべき旨を通知するものとする。 2 前項の場合においては、同時に、訴状の副本 1 通を提訴した会員の所属市区等医師会に送付し、一定期間内に期限を定めて、意見書を提出すべき旨を通知するものとする。 (申請の却下) 第 8 条 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案
---	--

件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続に違反するものと認めるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

（答弁書及び意見書不提出の場合）

第9条 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査することができる。

（争訟を提起した会員からの意見聴取）

第10条 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要であると認めるときは、争訟を提起した会員の意見を聞かなければならない。

（裁定を下した者からの意見聴取）

第11条 会員相互間の紛議に関する調停にあたっては、定款第56条第2項の規定により、争訟につき裁定を下した郡市区医師会又は都道府県医師会等の意見を聞かなければならない。

（医師会相互間の紛議調停の依頼手続）

第12条 各都道府県医師会相互間又は都道府県医師会と郡市区医師会等相互間の紛議に関して、定款第56条第3項の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。

(1) 調停依頼者の名称及び代表者

件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続に違反するものと認めるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

（答弁書及び意見書不提出の場合）

第9条 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査し、裁定することができる。

（争訟を提起した会員からの意見聴取）

第10条 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要であると認めるときは、争訟を提起した会員の意見を聞かなければならない。

（裁定を下した者からの意見聴取）

第11条 会員相互間の紛議に関する調停にあたっては、定款第57条第2項の規定により、争訟につき裁定を下した郡市区等医師会又は都道府県医師会等の意見を聞かなければならない。

（医師会相互間の紛議調停の依頼手続）

第12条 各都道府県医師会相互間又は都道府県医師会と郡市区等医師会相互間の紛議に関して、定款第57条第3項の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。

(1) 調停依頼者の名称及び代表者

(2) 相手方たる当事者の名称及び代表者 (3) 紛議の年月日 (4) 紛議の経過及び結果 (相手方に対し調停依頼の要旨通知) 第 13 条 会長は、当事者の一方から前 2 条の規定による調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。 (調停案件の付託) 第 14 条 会長は、会員相互間又は医師会相互間の紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。 (審議開始の当事者への通知) 第 15 条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の 7 日前までに、当事者双方にその旨を通知しなければならない。 (審議不公開) 第 16 条 本委員会の審議は、公開しない。 (審議顛末の会長への報告) 第 17 条 委員長は、当該案件について裁定又は調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。	(2) 相手方たる当事者の名称及び代表者 (3) 紛議の年月日 (4) 紛議の経過及び結果 (相手方に対し調停依頼の要旨通知) 第 13 条 会長は、当事者の一方から前 2 条の規定による調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。 (調停案件の付託) 第 14 条 会長は、会員相互間又は医師会相互間の紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。 (審議開始の当事者への通知) 第 15 条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の 7 日前までに、当事者双方にその旨を通知しなければならない。 (審議不公開) 第 16 条 本委員会の審議は、公開しない。 (審議顛末の会長への報告) 第 17 条 委員長は、当該案件について裁定又は調停の決議があったときは、その審議の経過及び決議の結果とその理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。
---	---

(委員長報告の取扱) 第 18 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会にはかって、すみやかに、その取扱いを決定しなければならない。 (事務局の事務取扱) 第 19 条 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。 (旧規定廃止) 2 日本医師会裁定委員会規定(昭和 23 年 3 月 8 日)は、廃止する。	(委員長報告の取扱) 第 18 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会にはかって、すみやかに、その取扱いを決定しなければならない。 (事務局の事務取扱) 第 19 条 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。 附 則 (施行期日) この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 (旧規定廃止) 2 日本医師会裁定委員会規定(昭和 23 年 3 月 8 日)は、廃止する。
--	---

現行	代議員会議事規則 変更案(09.05.01)
定款第 35 条の規定に基づき、代議員会議事規則を次のように定める。 目 次 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条） 第 2 章 議事（第 9 条—第 20 条） 第 3 章 発言（第 21 条—第 28 条） 第 4 章 表決（第 29 条—第 36 条） 第 5 章 議案及び動議（第 37 条—第 42 条） 第 6 章 委員会（第 43 条—第 57 条） 第 7 章 規律（第 58 条—第 59 条） 第 8 章 議事録（第 60 条—第 62 条） 第 9 章 補則（第 63 条） 附 則	定款第 27 条の規定に基づき、代議員会議事規則を次のように定める。 目 次 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条） 第 2 章 議事（第 9 条—第 16 条） 第 3 章 発言（第 17 条—第 24 条） 第 4 章 表決（第 25 条—第 32 条） 第 5 章 議題及び議案（第 33 条—第 35 条） 第 6 章 委員会（第 36 条—第 50 条） 第 7 章 規律（第 51 条—第 52 条） 第 8 章 議事録（第 53 条—第 55 条） 第 9 章 補則（第 56 条） 附 則
代議員会議事規則 第 1 章 総 則 （参 集） 第 1 条 代議員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。 （欠席の届出） 第 2 条 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻ま	代議員会議事規則 第 1 章 総 則 （参 集） 第 1 条 代議員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 2 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。 （欠席の届出） 第 2 条 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻ま

でに、議長に届け出るようにしなければならない。

- 2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならない。

（会議中の出席及び退席）

第3条 代議員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

（議席の決定）

第4条 代議員の議席については、次に掲げる地区ごとに、議長が指定する。

- (1) 北海道地区（北海道）
- (2) 東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
- (3) 東京地区（東京都）
- (4) 関東甲信越地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）
- (5) 中部地区（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）
- (6) 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）
- (7) 中国四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- (8) 九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

でに、議長に届け出るようにしなければならない。

- 2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならない。

（会議中の出席及び退席）

第3条 代議員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

（議席の決定）

第4条 代議員の議席については、次に掲げる地区ごとに、議長が指定する。

- (1) 北海道地区（北海道）
- (2) 東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
- (3) 東京地区（東京都）
- (4) 関東甲信越地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）
- (5) 中部地区（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）
- (6) 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）
- (7) 中国四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- (8) 九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

2 議席には、番号札を設ける。

（代議員会の開閉）

第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 代議員会の開会は、議長の指示により、号鈴で報ずる。

（会議の開閉）

第6条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。

3 議長が必要があると認めるとき、又は延会若しくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。

4 議長が開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

（定足数の確認その他の措置）

第7条 議長は、開会の宣告をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。ただし、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。

2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。議長は、会長と協議の上、あらためて代議員会の招集を求めることができる。

2 議席には、番号札を設ける。

（代議員会の開閉）

第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 代議員会の開会は、議長の指示により、号鈴で報ずる。

（会議の開閉）

第6条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。

3 議長が必要があると認めるとき、又は延会若しくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。

4 議長が開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

（定足数の確認その他の措置）

第7条 議長は、開会の宣告をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。ただし、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。

2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。**この場合**、議長は、会長と協議の上、**理事会に対し**、あらためて代議員会の招集を求めることができる。

（会議中の定足数の欠如）

第8条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。

2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。

第2章 議事

（議事運営委員会の設置）

第9条 会議の円滑な運営をはかるため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会に関する規則は、別に定める。

（議題の宣告）

第10条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員をして朗読させる。

（一括議題）

第11条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席代議員の2人以上から異議の申立があるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

（会議中の定足数の欠如）

第8条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。

2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。

第2章 議事

~~（議事運営委員会の設置）~~

~~第9条 会議の円滑な運営をはかるため、議事運営委員会を設ける。~~

~~2 議事運営委員会に関する規則は、別に定める。~~

（議題の宣告）

第9条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員をして朗読させる。

（一括議題）

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席代議員の2人以上から異議の申立があるときは、討論を用いずに直ちに会議にはかって決める。

（案件の説明、質問及び委員会付託）

第 12 条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

2 議長は、質問が終わった後は、討論を省略し、会議にはかつて委員会を設け、これに付託することができる。

（委員会付託案件の審査及び継続審査）

第 13 条 代議員会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した案件の審査について期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を代議員会に求めることができる。

3 前項の審査期限の延長が認められたときは、代議員会の閉会後も、委員長は議長と協議の上、委員会を招集し、その継続審査をすることができる。

4 委員会が付託された案件の審査が終わったときは、委員長は、直ちに文書をもって、その経過及び結果を議長に報告しなければならない。

（付託案件の報告）

第 14 条 議長は、委員会に付託した案件の審査が終わったときは、これを議題とし、委員長からその経過及び結果の報告を求める。

2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（案件の説明、質問及び委員会付託）

第 11 条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

2 議長は、質問が終わった後、討論を省略し、会議にはかつて委員会を設け、これに付託することができる。

（委員会付託案件の審査及び継続審査）

第 12 条 代議員会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した案件の審査について期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を代議員会に求めることができる。

3 前項の審査期限の延長が認められたときは、~~代議員会の閉会後も、~~委員長は議長と協議の上、委員会を招集し、その継続審査をすることができる。

4 委員会が付託された案件の審査が終わったときは、委員長は、直ちに文書をもって、その経過及び結果を議長に報告しなければならない。

（付託案件の報告）

第 13 条 議長は、委員会に付託した案件の審査が終わったときは、~~これを議題とし、~~委員長からその経過及び結果の報告を求める。

2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（委員長報告に対する質問，討論及び採決）

第 15 条 代議員は，委員長報告に対し，委員長に質問することができる。

2 議長は，前項の質問が終わったときは，討論に付し，その終結の後表決に付する。ただし，議長が討論の必要がないと認めるときは，会議にはかり，討論を経ないで直ちに表決することができる。

（議決案件の条項，字句及び数字等の整理）

第 16 条 代議員会は，議決の結果生じた条項，字句，数字その他の整理については，議長に委任することができる。

（議事の定足数及び議決数）

第 17 条 代議員会の議事は，定款第 33 条の定めるところによる。

（議事の公開原則及び秘密会）

第 18 条 代議員会の会議は，これを公開とする。ただし，会長又は議長若しくは出席代議員 3 人以上の発議に基づき，出席代議員の 2 分の 1 以上の多数の議決により秘密会とすることができる。

2 前項ただし書の規定による会長又は議長若しくは代議員の発議があるときは，討論を用いなくて，その可否を決しなければならない。

（指定者以外の退場）

第 19 条 秘密会を開く議決があったときは，議長は，議長の指定する者以外のもの及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。

（委員長報告に対する質問，討論及び採決）

第 14 条 代議員は，委員長報告に対し，委員長に質問することができる。

2 議長は，前項の質問が終わったときは，討論に付し，その終結の後表決に付する。ただし，議長が討論の必要がないと認めるときは，会議にはかり，討論を経ないで直ちに表決することができる。

（~~決議~~案件の条項，字句及び数字等の整理）

第 15 条 代議員会は，~~決議~~の結果生じた条項，字句，数字その他の整理については，議長に委任することができる。

~~（議事の定足数及び議決数）~~

~~第 17 条 代議員会の議事は，定款第 33 条の定めるところによる。~~

（議事の公開原則~~及び秘密会~~）

第 16 条 代議員会の会議は，これを公開とする。~~ただし，会長又は議長若しくは出席代議員 3 人以上の発議に基づき，出席代議員の 2 分の 1 以上の多数の議決により秘密会とすることができる。~~

~~2 前項ただし書の規定による会長又は議長若しくは代議員の発議があるときは，討論を用いなくて，その可否を決しなければならない。~~

~~（指定者以外の退場）~~

~~第 19 条 秘密会を開く議決があったときは，議長は，議長の指定する者以外の者及び傍聴人を議場の外に退去させなければならない。~~

(秘密会の議事)

第 20 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、他に漏らしてはならない。

第 3 章 発 言

(発言の許可等)

第 21 条 会議における発言は、起立して議長と呼び、自己の議席番号又は氏名を告げ、すべて議長の許可を得なければならない。ただし、2 人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言を許可する。

2 発言の許可を得たときは、自席で発言するのを原則とするが議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。

(発言の通告等)

第 22 条 提出案件又は会務に関して質問又は討論をしようとする代議員は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。

2 発言通告書には、質問又は討論の要旨を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位にあたっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、通告はその効力を失う。

~~(秘密会の議事)~~

~~第 20 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。~~

~~2 秘密会の議事は、他に漏らしてはならない。~~

第 3 章 発 言

(発言の許可等)

第 17 条 会議における発言は、~~起立して議長と呼び、~~自己の議席番号又は氏名を~~告げた上で、~~すべて議長の許可を~~得て行わなければならない。~~~~ただし、2 人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言を許可する。~~

2 発言の許可を得たときは、自席で発言するのを原則とするが、議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。

(発言の~~要旨の提出~~等)

第 18 条 提出案件又は会務に関して質問又は討論をしようとする代議員は、あらかじめ、議長に発言の~~要旨を文書で~~提出しなければならない。

~~2 発言通告書には、質問又は討論の要旨を記載しなければならない。~~

2 発言の順序は、議長が定める。

3 発言の~~要旨を文書で提出~~した者が欠席したとき、又は~~発言の順位にあたっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、~~第 1 項の~~文書~~はその効力を失う。

（議長の議席での発言及び討論）

第 23 条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

（発言内容の制限）

第 24 条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 代議員は、議題になっている案件に限り、質問をすることができる。

（発言回数の制限）

第 25 条 質問は、同一代議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（発言時間の制限）

第 26 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 前項により発言時間の制限をした場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

（議長の議席での発言及び討論）

第 19 条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

（発言内容の制限）

第 20 条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 代議員は、議題になっている案件に限り、質問をすることができる。

（発言回数の制限）

第 21 条 質問は、同一代議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（発言時間の制限）

第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 前項により発言時間の制限をした場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

(議事進行に関する発言)

第 27 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものについて、又は議長に対し議事進行上の問題について、質問し、注意し、又は希望を述べるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

3 議事進行に関する発言は、表決しない。

(質問又は討論若しくは質問の終結)

第 28 条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、代議員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて、会議にはかってこれを決する。

第 4 章 表 決

(表決問題の宣告)

第 29 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する案件又は動議の種類を宣告しなければならない。

2 議長が表決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。

(議事進行に関する発言)

第 23 条 議事進行に関する発言は、**議題に直接関係のあるものについて、又は議長に対し議事進行上の問題について、質問し、注意し、又は希望を述べるものでなければならない。**

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

~~3 議事進行に関する発言は、表決しない。~~

(質問又は討論若しくは質問の終結)

第 24 条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、代議員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて、会議にはかってこれを決する。

第 4 章 表 決

(表決問題の宣告)

第 25 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する案件**又は動議**の種類を宣告しなければならない。

2 議長が表決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。

（不在代議員）

第 30 条 表決宣告の際，議場にいない代議員は，表決に加わることができない．

（起立，挙手又は記名投票による表決）

第 31 条 議長が表決をとろうとするときは，問題を可とする者を起立又は挙手をさせ，その多少を認定して可否の結果を宣告する．

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき，又は議長の宣告に対し出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があったときは，議長は，記名投票で表決をとらなければならない．

（記名投票又は無記名による表決）

第 32 条 議長が必要があると認めるとき，又は出席代議員の 5 分の 1 以上のものから要求があるときは，議長は，会議にはかつて，記名投票又は無記名投票で表決をとる．

（選挙規定の準用）

第 33 条 前 2 条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には，定款施行細則第 17 条，第 18 条，第 19 条，第 20 条，第 22 条及び第 23 条の規定を準用する．

（表決訂正の禁止）

第 34 条 代議員は，自己の表決の訂正を求めることはできない．

（不在代議員）

第 26 条 表決宣告の際，議場にいない代議員は，表決に加わることができない。

（起立，挙手又は記名投票による表決）

第 27 条 議長が表決をとろうとするときは，賛成する者を起立又は挙手をさせ，その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき，又は議長の宣告に対し出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があったときは，議長は，記名投票又は無記名投票で表決をとる。

（記名投票又は無記名による表決）

第 28 条 議長が必要があると認めるとき，又は出席代議員の 5 分の 1 以上の者から要求があるときは，議長は，会議にはかつて，記名投票又は無記名投票で表決をとる。

（選挙規定の準用）

第 29 条 前 2 条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には，定款施行細則第 18 条，第 19 条，第 20 条，第 21 条，第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。

（表決訂正の禁止）

第 30 条 代議員は，自己の表決の訂正を求めることはできない。

(異議申立の場合の表決)

第 35 条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(修正案の採決の順序)

第 36 条 代議員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。

- 2 同一の議題について、代議員から数箇の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に採決する。ただし、採決の順序について出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決をする。

第 5 章 議案及び動議

(異議申立の場合の表決)

第 31 条 議長は、**表決について**異議の有無を会議にはかることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の 5 分の 1 以上の者から異議の申立があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(修正案の採決の順序)

第 32 条 代議員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。

- 2 同一の議題について、代議員から数箇の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を定める。~~その順序は、原案に最も遠いものから先に採決する。ただし、採決の順序について出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申立があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。~~

- 3 ~~修正案がすべて否決されたときは、原案について採決をする前 2 項にかかわらず、議長が適切と認めるときは、原案から先に採決をすることができる。~~

第 5 章 議題及び議案

(議題の提出)

第 33 条 代議員は、会長に対し、一定の事項を代議員会の議題とすることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、案を具え理由を付し、発議者を含めて代

(議案の提出)

第 37 条 代議員は、代議員会の議決すべき案件につき、代議員会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りではない。

2 前項の規定による議案の提出は、案を具え理由を付し、発議者のほかに 10 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 38 条 代議員会で議決された案件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 39 条 代議員が提出する動議は、発議者のほか 2 人以上の賛成者が必要ならば、議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議は、この限りではない。

(先決動議の措置)

第 40 条 他の案件に先立って表決に付さなければならない動議が競合

議員の 30 分の 1 以上の連署とともに、書面をもって代議員会開催の 6 週間前までに行わなければならない。

(議案の提出)

第 34 条 代議員は、代議員会の議題である事項について、代議員会に議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき代議員会の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、この限りではない。~~ただし、予算についてはこの限りではない。~~

2 前項の規定による議案の提出は、案を具え理由を付し、~~発議者のほかに 10 人以上の賛成者とともに連署して書面をもって、~~議長に提出しなければならない。

~~(一事不再議)~~

~~第 38 条 代議員会で議決された案件については、同一会期中は、再び提出することができない。~~

~~(動議成立に必要な賛成者の数)~~

~~第 39 条 代議員が提出する動議は、発議者のほか 2 人以上の賛成者が必要ならば、議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議は、この限りではない。~~

~~(先決動議の措置)~~

~~第 40 条 他の案件に先立って表決に付さなければならない動議が競合~~

したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、出席代議員の5分の1以上のものから異議の申立があるときは、議長は、討論を用いずに会議にはかって決める。

（修正動議の措置）

第41条 修正の動議は、その案を具え、発議者のほかに10人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（案件の委員会付託）

第42条 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、案件を委員会に付託することができる。

第6章 委員会

（代議員会設置の委員会）

第43条 定款第58条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。

（委員会の任務）

第44条 委員会は、代議員会の議決により付託された案件を審査する。

（委員の選出）

第45条 委員会の委員は、議長がこれを指名し、又は代議員会においてこれを選出することができる。

~~したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、出席代議員の5分の1以上のものから異議の申立があるときは、議長は、討論を用いずに会議にはかって決める。~~

~~（修正動議の措置）~~

~~第41条 修正の動議は、その案を具え、発議者のほかに10人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。~~

（案件の委員会付託）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、案件を委員会に付託することができる。

第6章 委員会

（代議員会設置の委員会）

第36条 定款第59条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。

（委員会の任務）

第37条 委員会は、代議員会の**決議**により付託された案件を審査する。

（委員の選出）

第38条 委員会の委員は、議長がこれを指名し、又は代議員会においてこれを選出することができる。

（委員長及び副委員長の選出）

第 46 条 委員会は、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

（委員長の任務）

第 47 条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員会は、委員長が招集する。

（委員会の議事）

第 48 条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（会議中の委員会の開催禁止）

第 49 条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（閉会中の継続審査）

第 50 条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の議決を得れば、閉会中も、なお継続して審査することができる。その結

（委員長及び副委員長の選出）

第 39 条 委員会は、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

（委員長の任務）

第 40 条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員会は、委員長が招集する。

（委員会の議事）

第 41 条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、~~可否同数の場合は委員長の決するところによる~~する。

（会議中の委員会の開催禁止）

第 42 条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（閉会中の継続審査）

第 43 条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の決議を得れば、閉会中も、なお継続して審査することができる。その結

果については、次期の代議員会に報告しなければならない。

（委員の発言）

第 51 条 委員は、議題について質問し、意見を述べるができる。
ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りではない。

（委員外代議員の出席発言）

第 52 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（理事等の出席発言）

第 53 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（委員の修正案の提出）

第 54 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。

（案件の発議者の出席発言）

第 55 条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、当該委員でない者は、その表決に加わることができない。

果については、次期の代議員会に報告しなければならない。

（委員の発言）

第 44 条 委員は、議題について質問し、意見を述べるができる。
ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りではない。

（委員外代議員の出席発言）

第 45 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（理事等の出席発言）

第 46 条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（委員の修正案の提出）

第 47 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。

（案件の発議者の出席発言）

第 48 条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、当該委員でない者は、その表決に加わることができない。

(委員会の秘密会)

第 56 条 委員会の会議は、出席委員の 2 分の 1 以上の多数の議決により秘密会とすることができる。

(議長及び副議長の出席発言)

第 57 条 議長及び副議長は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

第 7 章 規 律

(品位の尊重及び規律の遵守)

第 58 条 代議員は、代議員会の品位を重じ規律を守らなければならない。

(規律の制定)

第 59 条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決めることができる。

第 8 章 議事録

(議事録の作成)

第 60 条 議長は、代議員会の会期ごとに、議事録を作成しなければならない。

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記の補助として録音器も使用することができる。

(委員会の秘密会)

第 49 条 委員会の会議は、出席委員の 2 分の 1 以上の多数の議決決議により秘密会とすることができる。

(議長及び副議長の出席発言)

第 50 条 議長及び副議長は、委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることができない。

第 7 章 規 律

(品位の尊重及び規律の遵守)

第 51 条 代議員は、代議員会の品位を重んじ規律を守らなければならない。

(規律の制定)

第 52 条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決めることができる。

第 8 章 議事録

(議事録の作成)

第 53 条 議長は、代議員会の会期ごとに、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

~~2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記の補助として録音器も使用することができる。~~

(議事録の公表とその制限)

第 61 条 議事録の要旨は、日本医師会雑誌に掲載して、代議員及び会員に公表する。

2 前項の議事録には、第 20 条第 1 項の規定による秘密会の議事の記録及び第 24 条第 2 項の規定による議長の禁止した発言にかかる事項については、掲載しない。

(議事録署名者)

第 62 条 議事録には、議長及び議長が指名した 2 人の代議員が連署しなければならない。

第 9 章 補 則

(議事規則の改正)

第 63 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この議事規則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

(議事録の公表とその制限)

第 54 条 議事録の要旨は、~~日本医師会雑誌に掲載して、~~代議員及び会員にこれを公表する。

2 前項の議事録には、~~第 18 条第 1 項の規定による秘密会の議事の記録及び~~第 20 条第 2 項の規定による議長の禁止した発言にかかる事項については、掲載しない。

(議事録署名者)

第 55 条 議事録には、議長及び議長が指名した 2 ~~名~~の代議員が連署しなければならない。

第 9 章 補 則

(議事規則の改正)

第 56 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の~~決議~~を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この議事規則は、~~一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。~~

(旧議事規則の廃止)

2 社団法人日本医師会議事規則(昭和23年3月8日)は、廃止する。

~~-(旧議事規則の廃止)-~~

~~2 社団法人日本医師会議事規則(昭和23年3月8日)は、廃止する。~~

代議員会運営委員会規則

現行	変更案(09.05.01)
日本医師会代議員会議事規則第9条の規定に基づき、議事運営委員会に関する規則を次のように定める。 議事運営委員会規則 (組 織) 第1条 本委員会の委員は、議長及び副議長並びに議事規則第4条第1項に示すそれぞれの地区ごとにその代議員から選出された委員8人をもって、組織する。 2 前項の委員に事故あるときは、その地区の代理者がこれに代わることができる。 (委員長及び副委員長) 第2条 本委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長には議長が、副委員長には副議長があたる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 (任 務) 第3条 本委員会は、代議員会の円滑な運営を図るため、特に地区との連絡を緊密にし、議事運営に関する重要な事項について、協議する。	日本医師会定款施行細則第5条の規定に基づき、代議員会運営委員会に関する規則を次のように定める。 代議員会運営委員会規則 (組 織) 第1条 本委員会の委員は、代議員会の議長及び副議長並びに代議員会議事規則第4条第1項に示すそれぞれの地区ごとにその代議員から選出された委員8名をもって、組織する。 2 前項の委員に事故あるときは、その地区の代理者がこれに代わることができる。 3 本委員会の委員は、役員候補者及び裁定委員候補者になることはできない。 (委員長及び副委員長) 第2条 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。 2 委員長には議長が、副委員長には副議長があたる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。 (任 務) 第3条 本委員会は、代議員会の円滑な運営を図るため、特に地区との連絡を緊密にし、議事運営及び役員等の選任に関する重要な事項について、協議する。 2 役員等の選任にあたっては、本委員会は、定款施行細則に定

2 会長その他の役員は、本委員会に出席して、意見を述べる
ことができる。

（招 集）

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

（開会中の会議）

第5条 本委員会は、代議員会の開会中であっても、必要に応じ
て、これを開くことができる。

（閉会中の会議）

第6条 本委員会は、代議員会の閉会中も、なお必要に応じて、
議長が会長と協議の上、これを開くことができる。

（任 期）

第7条 本委員会の委員の任期は、代議員の任期による。ただし、
委員の変更により新しく委員となった者の任期は、前任者の残
任期間とする。

附 則

（施行期日）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

めるほか、選任に関する事務を管理し執行するとともに、選任
を公正、円滑に実施するにつき必要であると思料する事項を決
定し行うことができる。

3 会長その他の役員は、本委員会に出席して、意見を述べるこ
とができる。

（招 集）

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

（~~開会中の会議の開催~~）

第5条 本委員会は、~~代議員会の開会中であっても、~~必要に応じ
て、これを開くことができる。

~~（閉会中の会議）~~

~~第6条 本委員会は、代議員会の閉会中も、なお必要に応じて、
議長が会長と協議の上、これを開くことができる。~~

（任 期）

第6条 本委員会の委員の任期は、代議員の任期による。ただし、
委員の変更により新しく委員となった者の任期は、前任者の残
任期間とする。

附 則

（施行期日）

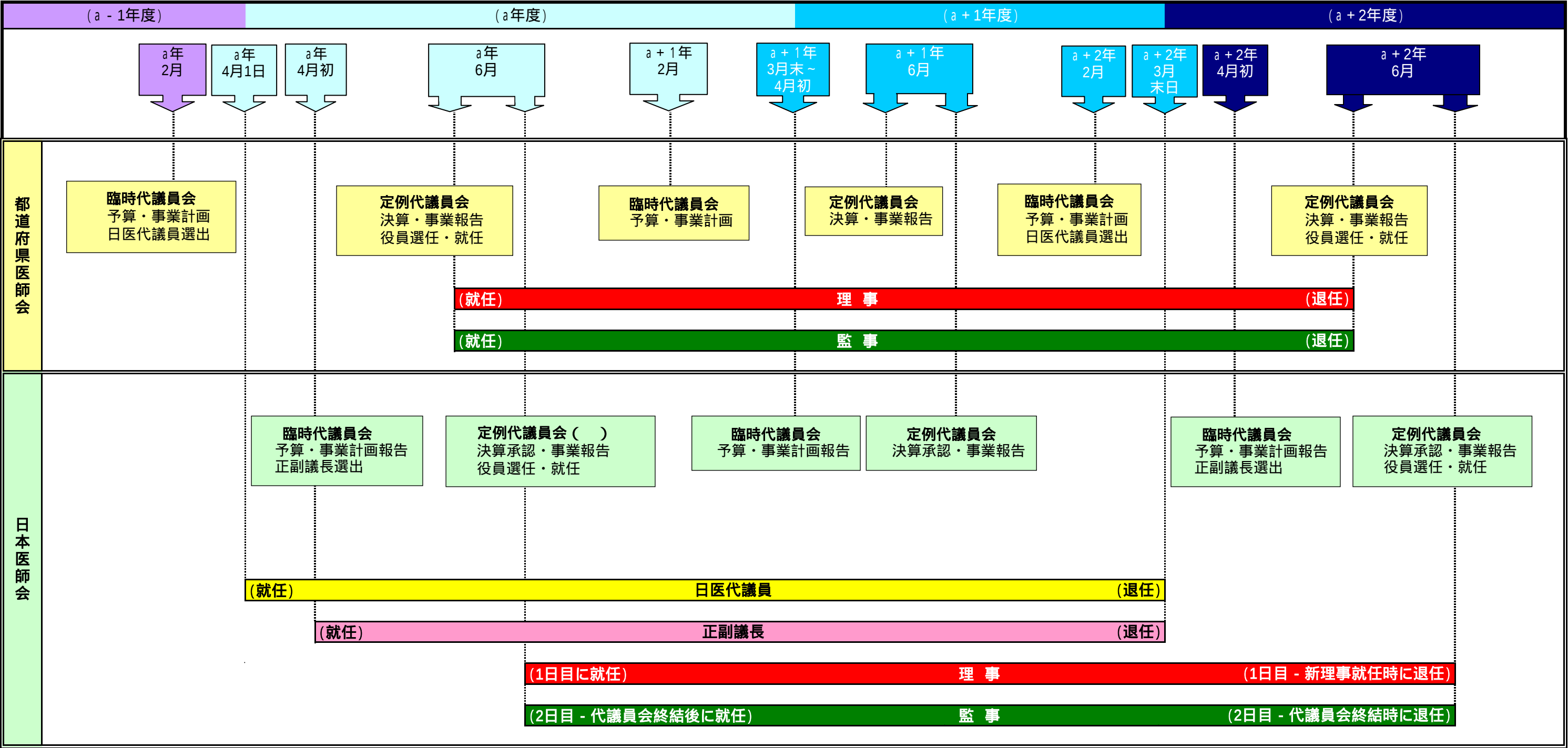
この規則は、~~一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行~~

	に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める 公益法人の設立の登記の日から施行する。
--	--

新制度移行後の日本医師会・都道府県医師会の代議員会開催時期等の事例案

[設定]

日医代議員の任期を4月1日～翌々年3月末日(満2年)とする。
 日医理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会における新たな役員就任の時までとする
 日医監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会終了時までとする(法人法第67条但書)



() 定例代議員会開催日程
 ・1日目(旧執行部)決算、役員選任(同日、理事就任)
 ・2日目(新執行部)会長所信表明、ブック質問(終結後、監事就任)

移行認定のための

「定款の変更の案」作成の案内



内閣府

〔作成の趣旨〕

従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われてきました。新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するに当たり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められました。

特例民法法人が、移行認定を受けるには、その定款の内容（定款の変更の案の内容）が、これらの法律等の規定に適合するものであることが必要であり、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において審査することになりますが、定款の変更の案の作成は、各法人において相当なご苦労があるものと予想されます。

そこで、移行認定を受けようとする法人の利便に資するため、法人法、認定法、公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を踏まえて、定款の定め例とその説明を取りまとめました。

なお、本資料は、法人において、定款の変更の案を作成する際の参考に資するために作成したもので、法人法等に適合しているか否かを直接判断するための基準ではありません。

また、本資料においては、移行認可を受けて一般法人になる場合についても可能な範囲で解説を加えていますのでご参照下さい。

〔全体の構成〕

(1) 公益社団法人の場合	(ページ)
第1章 総則（法人の名称、事務所）	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 社員（社員の資格の得喪、代議員制など）	3
第4章 社員総会（社員総会の権限、決議方法など）	5
第5章 役員（役員の選解任、報酬など）	9
第6章 理事会（理事会の権限、決議方法など）	15
第7章 資産及び会計（予算決算など）	17
第8章 定款の変更及び解散	21
第9章 公告の方法	23
附 則（施行日など）	25

(2) 公益財団法人の場合	
第1章 総則（法人の名称、事務所）	27
第2章 目的及び事業	27
第3章 資産及び会計（基本財産、予算決算など）	29
第4章 評議員（評議員の選解任、報酬など）	33
第5章 評議員会（評議員会の権限、決議方法など）	37
第6章 役員（役員の選解任、報酬など）	39
第7章 理事会（理事会の権限、決議方法など）	45
第8章 定款の変更及び解散	49
第9章 公告の方法	51
附 則（施行日など）	51

（参考資料）

- ・ 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会）…… 55
- ・ 定款の変更の案についての申請書類様式及び記載要領（平成20年10月10日現在の案）…… 82

<凡 例>

1. 各欄の記載内容

(1) 定款の定め方の例

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載しています。

(2) 説 明

法人法により必ず記載しなければならない事項の説明など、定款の変更の案を作成するに当たって特に注意して頂きたい事項を記載しています。

(3) 備 考

公益認定の基準との関係、代議員制を採用する法人や移行認可を受けて一般法人になる法人の場合についての説明などを参考として記載しています。

2. 記載事項の種類

(1) 必要的記載事項

必要的記載事項とは、すべての事項を定款に記載しなければならない事項です。その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じませんので、注意して下さい。法人法上の必要的記載事項は、次のとおりですが、このほかにも、公益認定を受けるために、定款に記載しなければならない事項があります。

- ・ 目的（法人法 11 条 1 項 1 号、153 条 1 項 1 号）
- ・ 名称（法人法 11 条 1 項 2 号、153 条 1 項 2 号）
- ・ 主たる事務所の所在地（法人法 11 条 1 項 3 号、153 条 1 項 3 号）
- ・ 社員の資格の得喪に関する規定（法人法 11 条 1 項 5 号）※社団法人のみ
- ・ 評議員の選任及び解任の方法（法人法 153 条 1 項 8 号）※財団法人のみ
- ・ 公告方法（法人法 11 条 1 項 6 号、153 条 1 項 9 号）
- ・ 事業年度（法人法 11 条 1 項 7 号、153 条 1 項 10 号）

(2) 相対的記載事項

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、「定款の定めがなければその効力を生じない事項」（法人法 12 条）です。具体例としては、次の事項があります。

- ・ 社員の経費支払い義務（法人法 27 条）
- ・ 社団における理事会、監事又は会計監査人の設置（法人法 60 条 2 項）
- ・ 理事及び監事の任期の短縮（法人法 66 条、67 条）
- ・ 理事会の決議の省略（法人法 96 条） 等

(3) 任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項です。記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続（法人法 146 条、200 条）が必要となります。

3. 略語

法人法 …………… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

認定法 …………… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

整備法 …………… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

公益認定等ガイドライン …………… 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会）

留意事項 …………… 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会）

☆ これらの資料や、具体事例に即してよくある質問に対する回答集（FAQ）を、公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/>) に掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 公益社団法人の場合

下線（実線） ⇒ 必要的記載事項、認定を受けるために記載が必要な事項

下線（点線） ⇒ 相対的記載事項

下線なし ⇒ 任意的記載事項

黒色文字 ⇒ 理事会を設置する一般社団法人に移行する場合でも参考にできる記載

茶色文字 ⇒ 公益社団法人についてのみ適用される記載

定款の定め例	説 明
公益社団法人〇〇〇〇定款 第 1 章 総則 <u>（名称）</u> <u>第 1 条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。</u> 【一般法人に移行する場合については、（注 1）を参照】 <u>（事務所）</u> <u>第 2 条 この法人は、主たる事務所を<例：東京都〇〇区>に置く。</u> 第 2 章 目的及び事業 <u>（目的）</u> <u>第 3 条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</u> <u>（事業）</u> <u>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> <u>(1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及</u> <u>(2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進</u> ： ： <u>(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事</u>	・ 法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です（法人法 11 条 1 項 2 号）。公益社団法人は、その名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければなりません（認定法 9 条 3 項）。 ・ 主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です（法人法 11 条 1 項 3 号）。「所在地」とは最小行政区画（市町村、東京都の特別区）です。 ・ 従たる事務所については、（注 2）を参照。 ・ 法人の目的（法人が行う事業）は、必要的記載事項です（法人法 11 条 1 項 1 号）。 ・ 法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので注意が必要です（公益認定等ガイドライン 5 条 1 号関係）（注 3）。

備 考
(注 1) 一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければなりません（法人法 5 条）。 ＜例＞ 第 1 条 この法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。 (注 2) 従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではありませんが、定款に記載することもできます。なお、2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人は、国（内閣総理大臣）へ申請することとなります（整備法 47 条 1 号イ）。 ＜例 1＞ 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。 ＜例 2＞ 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇町に置く。 (注 3) 公益法人は、認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業（公益目的事業）を行うことを主たる目的とするものでなければなりません（認定法 2 条 4 号、5 条 1 号）。また、公益目的事業以外の事業（収益事業等）を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等の認定基準に適合する必要があります（認定法 5 条 7 号、8 号など）。 一般法人に移行する場合の定款の変更の案においては、公益目的支出計画の実施事業（整備法 119 条 2 項 1 号イ又はハに規定する事業）が、定款に位置付けられている必要があります（公益認定等ガイドライン整備法 117 条 2 号関係）。

業

2 前項第1号の事業は、＜例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇県及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及び海外＞、同項第2号の事業は・・・・・・において行うものとする。

第3章 社員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、＜例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者＞をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第6条 この法人の社員になろうとする者は、＜例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない＞。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

・公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、国（内閣総理大臣）へ申請することになります（整備法47条1号ロ）。公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにしておくのが望ましいでしょう。

・「社員」は、社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会での議決権を有し、定款で定めるところにより法人に経費を支払う義務を負います（法人法27条、48条）。

・この定款の定め例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」などを用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます（注4）。

・社員の資格の得喪に関する規定は、法人法上の必要的記載事項です（法人法11条1項5号）。公益法人においては、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません。「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断されることとなりますが、法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。（認定法5条14号イ、公益認定等ガイドライン5条14号イ関係）

・代議員制を採用する場合については（注5）を参照。

・法人法27条（経費の負担）

・法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、賛助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。

(注 4) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。

＜例＞

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(注 5) 代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要です（留意事項Ⅱ3）。

- (1) 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること
- (2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
- (3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること

<u>(任意退社)</u> 第 8 条 社員は、<u>理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</u> <u>(除名)</u> 第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</u> <例> (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 <u>(社員資格の喪失)</u> 第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 <u>(1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。</u> <u>(2) 総社員が同意したとき。</u> <u>(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。</u> 第 4 章 社員総会 (構成) 第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。 (権限) 第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。 <例> (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任 <u>(3) 理事及び監事の報酬等の額</u> (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更	・定款における社員による経費の負担の定めと一般社団法人の法人税法上の取扱いについては、(注 34) を参照。 ・ 法人法 28 条 (任意退社) ・ 法人法 30 条 (除名)、49 条 2 項 (社員総会の特別決議) ・ 法人法 29 条 (法定退社) ・社員総会の名称を定款において「総会」等の通称名で規定する場合については(注 6) を参照。 ・理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます(法人法 35 条 2 項)。 ・法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず(法人法 35 条 4 項)、社員総会
--	---

ること

(4) 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること

(5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

＜例＞代議員制を採用する場合の定款の定め例

第〇条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 〇〇の資格を有する者

(2) 準会員 当法人の活動に協賛する者、〇〇の資格の取得予定者

2 この法人の社員は、概ね正会員 300 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、〇月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

(6) 解散及び残余財産の処分

<(7) 不可欠特定財産の処分の承認>

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【会計監査人を置かない場合、第 2 号の<>内は不要です。】

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び) 必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、<例 1：当該社員総会において社員の中から選出する、例 2：代表理事がこれに当たる>。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません（留意事項Ⅱ5）。

・ 定時社員総会は、年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならない（法人法 36 条 1 項）ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。他方、臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます（法人法 36 条 2 項）（注 7）。

・ 法人法 36 条、38 条（社員総会の招集）

・ 総社員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされますが、定款で 5 分の 1 以下の割合を定めることもできます（法人法 37 条 1 項）。

・ 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する（法人法 54 条）ので、その選出方法について定めておくことが通例です。

・ 定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各 1 個の議決権を有します（法人法 48 条）（注 8）。

・ 法人法 49 条（社員総会の決議）

・ 公益法人は、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃するこ

- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（注 6）法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

<例>

第 11 条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（注 7）事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、社員総会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時社員総会の位置付けになります。

（注 8）定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。（法人法 48 条 2 項）

公益法人は、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合、その定めが次のいずれにも該当するものでなければなりません（認定法 5 条 14 号ロ）。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 ＜(5) 不可欠特定財産の処分＞ (6) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。 (議事録) 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。 第5章 役員＜及び会計監査人＞ (役員＜及び会計監査人＞の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○○名以上○○名以内 (2) 監事 ○○名以内 2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。 ＜4 この法人に会計監査人を置く。＞ (役員＜及び会計監査人＞の選任) 第20条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって選任する。 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】	とは許されません(留意事項Ⅱ4)。 ・総社員の議決権の3分の2以上が必要とされていますが、定款によりこれを上回る割合を定めることもできます(法人法49条2項)。 ・理事の選任の決議方法については、(注9)を参照。 ・法人法57条(議事録)。 ・社員総会に関するこのほかの記載事項については、(注10)を参照。 ・公益法人は、理事会を置かなければならないため、監事を設置し、理事も3名以上でなければなりません。監事を設置するには定款の定めが必要です(認定法5条14号ハ、法人法60条2項、61条、65条3項)。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません(法人法90条3項)(注11)。 ・公益社団法人において代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させる場合については、(注12)を参照。 ・代表理事等の名称を定款において「理事長」等の通称名で規定する場合につ
--	--

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

(注 9) 社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく、定款に、社員総会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されません（留意事項Ⅱ4）。

(注 10) 法人法では、議決権の代理行使（50 条）、書面による議決権の行使（51 条）、電磁的方法による議決権の行使（52 条）、社員総会の決議の省略（58 条）、社員総会への報告の省略（59 条）等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。

(注 11) 代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表ないし表見代理の責任を負う可能性があります（法人法 82 条、民法 110 条等）（留意事項Ⅱ1）。

(注 12) 公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法人法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいでしょう（留意事項Ⅱ7）。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

＜（会計監査人の職務及び権限）

第 23 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作

いては（注 13）を参照。

・ 役員の定数は、「〇〇名以上〇〇名以内」というように上限と下限を設けることもできます。

・ 公益法人は、貸借対照表の負債の部の額等が、政令で定める基準（認定法施行令 6 条）以下の場合を除き、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（認定法 5 条 12 号、法人法 60 条 2 項）（注 14）（注 15）。

・ 公益法人における理事等の構成については、（注 16）を参照。なお、理事の構成等と租税特別措置法第 40 条の関係については、（注 17）を参照。

・ 理事は、理事会において、一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません（法人法 84 条、92 条）。

・ 複数理事間の職務権限分掌関係を定めておくことは、法令上必須ではありませんが、ガバナンス確保上重要と考えられます（注 18）。

・ 法人法 99 条 1 項、2 項（監事の権限）。このほかの監事の職務、権限等については、（注 19）を参照。

・ 法人法 107 条 1 項、2 項（会計監査人の権限等）。このほかの会計監査人の職務、権限等については、（注 20）を参照。

＜例 1＞

第〇条 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

＜例 2＞

第〇条 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

（注 13）法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項Ⅱ2）。

＜例＞代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち 1 名を理事長、〇名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（注 14）一般法人であっても、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である一般社団法人）については、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（法人法 2 条 2 号、60 条 2 項、62 条）。

（注 15）旧社団法人の定款における会計監査人を置く旨の定めは、法人法上の会計監査人を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の会計監査人を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の会計監査人に関する規定を削除した上で、新たに会計監査人に関する規定を新設するという形にする必要があります（整備法 80 条 3 項）。

（注 16）公益法人は、理事の構成について、次の制限が課されます。これらについて、必ずしも定款で定める必要はありませんが、遵守するための手続を決めておくことが重要と考えられます。監事が複数名いる場合についても同様です。

（1）各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはなりません（認定法 5 条 10 号）。

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはなりません（認定法 5 条 11 号）。

（注 17）個人が公益法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税となります（租税特別措置法 40 条）が、この承認を受けるためには、公益法人の定款において、法人法及び認定法により記載しなければいけない事項のほか、次に掲げる要件を満たしていることが必要となります（租税特別措置法、同法施行令、関係通達等）。

成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

【会計監査人を置かない場合は、第 23 条は不要です。】

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第 25 条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、社員総会の決議によって解任することができる。

＜2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又

・ 理事の任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することもできます (法人法 66 条)。

・ 監事の任期は、定款によって、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできます (法人法 67 条)。

・ 法人法 75 条 1 項 (役員に欠員を生じた場合の措置)

・ 法人法 69 条 (会計監査人の任期)

・ 法人法 70 条 1 項 (解任)

・ 監事を解任する場合は、特別決議が必要となります (法人法 49 条 2 項)。

・ 法人法 71 条 (監事による会計監査人の解任)

(1) 定款において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者

①当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

②当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

<例>

第〇条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(2) 定款において、公益法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法 40 条 1 項に規定する公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

<例>（認定法 5 条 18 号と租税特別措置 40 条の要件を満たす定めの場合）

第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(3) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第 2 条第 15 項に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得ることを必要とすること。

<例 1>

第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

<例 2>

第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(※) 個人が一般法人に対して財産の寄附をした場合における国税庁長官の承認の要件については、関係法令等（租税特別措置法、同法施行令、関係通達等）をご確認下さい。

はこれに堪えないとき。＞

【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】

(報酬等)

(A)

第 26 条 理事及び監事に対して、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

(B)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て理事会において定める。＞

【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

・理事及び監事の報酬等の考え方については、(注 21) を参照。

・理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります（法人法 89 条、105 条 1 項）。

・公益法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません（認定法 5 条 13 号、20 条 2 項）。

・法人法 110 条（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）

・役員に関するこのほかの記載事項については、(注 22) を参照。

・公益法人において、役員（理事及び監事）以外の者に、一定の名称を付する場合については、(注 23) を参照。

・公益社団法人は理事会を置かなければならず（認定法 5 条 14 号ハ）、定款に規定する必要があります（法人法 60 条 2 項）（注 24）。

・法人法 90 条 2 項（理事会の権限等）

(注 18)「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、(将来の)代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項Ⅱ7)。

(注 19) 子法人への調査権(99条3項)、理事への報告義務(100条)、理事会への出席義務等(101条)、社員総会に対する報告義務(102条)、理事の行為の差止め(103条)、理事との間の訴えにおける法人の代表(104条)等

(注 20) 子法人への調査権(107条3項)、監事に対する報告(108条)、定時社員総会における意見の陳述(法人法109条)等

(注 21) 理事及び監事の報酬等に関しては、

(A) 無報酬では経済的余裕がある者しか参加できず、あるいは業務に専念してもらえなくなることから、職務執行の対価として、その責任に見合った報酬を支払うべきとする考え方

(B) 他方、非営利・公益法人である以上、自主的に無償で社会貢献するものであり、原則的には無報酬であるとの考え方

があると考えられます。そこで、ここでは2例文を用意しました。

(注 22) 法人法では、代表理事に欠員が生じた場合の措置(79条)、理事の職務執行状況の報告(91条2項)等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。

(注 23) 公益法人において、役員(理事及び監事)以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称(役職)を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関(社員総会、理事会など)についての定めを設けることが望ましいでしょう(留意事項Ⅱ1)。

<例>

(相談役)

第〇条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

(注 24) 旧社団法人の定款における理事会を置く旨の定めは、法人法上の理事会を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の理事会を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の理事会に関する規定を削除した上で、新たに理事会に関する規定を新設するという形にする必要があります(整備法80条3項)。

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 32 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人

・原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます（法人法 93 条 1 項）。

・過半数を上回る割合を定款で定めることもできます（法人法 95 条 1 項）

・特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません（法人法 95 条 2 項）。

・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません（注 25）。

・可否同数の場合に、議長に 2 票を与えることになるような定款の定めをすることはできません（留意事項Ⅱ 8）。

・理事会の決議の省略については、（注 26）を参照。

・定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることもできます（法人法 95 条 3 項）。

・理事会に関するこのほかの記載事項については、（注 27）を参照。

・法律にない任意の（合議）機関を設ける場合については、（注 28）を参照。

・法人の会計は、行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うこととされており（法人法 119 条）、公益法人については、事業等ごとの区分経理が必要とされます（認定法 19 条など）。

・公益目的事業を行うために不可欠な特

(注 25) 理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんし、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められません。また、理事が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議も認められません(仮に、理事会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなります)。

なお、遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会に参加するため、例えば、電話会議やテレビ会議のように、各理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法であれば理事会を開く場所が物理的に同一の場所である必要はなく、このような方法による議決権の行使は、有効な議決権の行使となります。

また、(注 26) のとおり、理事会の決議の省略ができる場合があります。(留意事項Ⅱ 8)

(注 26) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます(法人法 96 条)。

(注 27) 法人法では、理事会への報告の省略(98 条)等が定められており、これを定款に規定しておくこともできます。また、法人法に定められていない理事会の議長などの事項について、理事会のガバナンス確保の観点から、定款で規定しておくか、定款で下位の規則に委任しておくことも考えられます。

(注 28) 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関(会議体)を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります(留意事項Ⅱ 2)。

<例>

(企画・コンプライアンス委員会)

第〇条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。

2 前項の委員会は、業務執行理事 1 名、理事 1 名、事務局員 1 名で構成する。

の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、＜例：（社員総会において別に定めるところにより、）この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。＞

（事業年度）

第33条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

【会計監査人を置いている場合の例】（注30）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

定の財産（不可欠特定財産）があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めている必要があります（認定法5条16号）。

・ 不可欠特定財産と社団法人における「基本財産」に関しては、（注29）を参照。

・ 事業年度は、必要的記載事項です（法人法11条1項7号）。なお、事業年度は1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については1年6箇月）を超えることができません（法人法施行規則29条）。

・ 法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められており（認定法21条）、また、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいでしょう。

・ 法人法123条～127条（計算書類等）、認定法21条（財産目録の備置き及び閲覧等）

・ 毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています（認定法22条1項、認定法施行規則38条）

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

(注 29) 社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはありませんが、不可欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示することとされています（公益認定等ガイドライン5条16号関係）。一方、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）では、「定款において基本財産と定められた資産」を基本財産として表示することとされているため、定款上、法律に基づかない任意の財産区分としての「基本財産」として不可欠特定財産を記載するのが望ましいでしょう。

(注 30) 会計監査人を置いていない場合

<例>

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

<(7) キャッシュ・フロー計算書>（注31）

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号（及び第7号）の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他

<(7) キャッシュ・フロー計算書>

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定め

・キャッシュ・フロー計算書の承認（報告）手続については、（注31）を参照。

・法人法施行規則48条（計算書類の承認の特則に関する要件）

・法人法14条（定款の備置き及び閲覧等）、32条（社員名簿の備置き及び閲覧等）、129条（計算書類等の備置き及び閲覧等）、認定法21条（財産目録の備置き及び閲覧等）

・従たる事務所については、備置き等が不要場合があります（法人法14条3項、129条2項、認定法21条6項）。

・認定法30条（公益認定の取消し等に伴う贈与）、認定法施行規則48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）

・基金については、（注32）を参照。

・社団法人は、社員総会の特別決議（法人法49条2項）によって定款を変更することができます（法人法146条）が、定款は法人の根本規則であり、社員等に重大な影響を与えるおそれがあることから、その変更に関する規定を置き、社員等に対して明らかにしておくことが望ましいでしょう（注33）。

・社団法人の解散事由は、法定されてい

の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、**一般の閲覧に供**するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、**一般の閲覧に供**するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(注31) キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、計算書類と同様に社員総会の承認（報告）の手続が必要になります（認定法施行規則33条）。なお、会計監査人の設置が義務付けられている法人（認定法5条12号、認定法施行令6条）は、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければなりません（認定法施行規則28条1号）。

(注32) 基金は、剰余金の分配を目的としないという社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。この基金制度は、個々の法人の判断により、任意に採用することができますが、基金の募集を行うためには、まず、定款に「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨」のほか、「基金の拠出者の権利に関する規定」及び「基金の返還の手続」を定めることが必要です（法人法131条）。なお、現行の民法法人でも、何らかの事業を実施するために保有する財産に「〇〇基金」といった名称を付している例がありますが、法人法上の基金には該当しませんので、注意が必要です

<例1>

第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

られた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、

<例1：官報に掲載する方法>

<例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>

<例3：電子公告>

<例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>

により行う。

<例3の場合>

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。

ます（法人法148条）。解散は社員等に重大な影響が及ぶことから、定款上も明らかにしておくことが望ましいでしょう。

・ 認定法5条17号（公益認定の取消し等に伴う贈与）。具体的な贈与先が単数である必要はなく、複数指定することも可能です。また、認定法5条17号に掲げる者とのみ定めることでも足り（認定法5条17号、認定法施行令8条、公益認定等ガイドライン5条17号関係）。

・ 認定法5条18号（残余財産の帰属）。公益認定の取消し等に伴う贈与の場合と同様です。

・ 定款における残余財産の定めと租特別措置法第40条との関係については、（注17）を参照。

・ 一般法人に移行する場合における残余財産の定めと法人税法上の取扱いとの関係については、（注34）を参照。

・ 法人法331条（公告方法）

・ 公告方法は、必要的記載事項です（法人法11条1項6号）。

・ 定款のこのほかの記載事項について

<例 2>

第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(注 33) 公益認定を受けた後、公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁に届出をしなければなりません（認定法 11 条 1 項、13 条 1 項 3 号）。

(注 34) 一般法人のうち、非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税されることとなります。

(1) 非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令第 3 条第 1 項）

①定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること

<例> 第〇条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

②定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること

<例> 第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

③①または②の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと

④理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること

(2) 共益的活動を目的とする法人の要件（法人税法施行令第 3 条第 2 項）

①会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること

②定款に会員が負担すべき金銭の額（会費）の定め又はこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること

③主たる事業として収益事業を行っていないこと

④定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと

⑤定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体（一定の公益的な団体等を除く。）に帰属

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

【一般法人に移行する場合については、（注36）を参照】

- 2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇<、会計監査人は〇〇〇〇>とする。

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【一般法人に移行する場合については、（注38）を参照】

別表 基本財産（第32条関係）

財産種別	場所・物量等
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得

は、（注35）を参照。

・法人法施行後、移行前に定款を変更して法人法上の代表理事、会計監査人を置いている場合を除き、移行後最初の代表理事、会計監査人は、定款の変更の案に氏名を直接記載する方法により選定（選任）する必要があります（注37）。

・整備法施行規則2条（計算書類等の作成に係る期間）

・移行認定（認可）の申請においては、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」（法人法11条1項4号）を定款の変更の案に記載する必要はありません。

する旨の定めがないこと

⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと

⑦理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

(注 35) 法令上の規定はありませんが、一定規模以上の法人にあっては事務局が設置されていることが多く、その組織及び運営に関する事項について定款で規定しておくこともできます。また、法人の根本規則である定款だけでは対応困難な技術的、専門的事項について、下位の規則に委ねる場合に、その根拠規定を定款に定めておくこともできます。

(注 36) 一般法人に移行する場合

<例>

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(注 37) これらの代表理事の選定等（氏名を記載した定款の変更の案の決議）は、法人法の施行日（平成20年12月1日）より前には、行うことができませんが、移行認定（移行認可）の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。この場合、申請後に代表理事の選定等を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものなどの必要書類を速やかに提出するようにしてください。

(注 38) 一般法人に移行する場合

<例>

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

<参考資料>

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案
を作成するに際し特に留意すべき事項について

平成 20 年 10 月 10 日
内閣府公益認定等委員会

目 次

I 基本的考え方（作成の趣旨）

1 定款審査の意義	57
2 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」の考え方	57
3 定款審査における取扱い	59

II 各論（定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項）

1 役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に一定の名称を付すこととする場合の留意事項	60
2 法人の運営上、法律に規定がない任意の機関を設ける場合の取扱い 法律上の名称を定款において通称名で規定する場合の留意事項	61
3 代議員制度	63
4 社員総会及び評議員会の決議要件（定足数）及び理事の選任議案の 決議方法	68
5 社員総会及び評議員会の理事の選任権限と第三者が関与できる範囲	71
6 評議員の構成並びに選任及び解任の方法	72
7 代表理事の選定方法	77
8 理事会・評議員会の運営方法	79

I 基本的考え方（作成の趣旨）

1 定款審査の意義

特例民法法人が移行認定を受けるためには、その定款の内容（定款の変更の案の内容）が、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法」又は「一般社団・財団法人法」ということがある。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）並びにこれらに基づく命令の規定（以下「一般社団・財団法人法等」ということがある。）に適合するものであることが必要である（整備法第 100 条第 1 号）¹。

移行認定を受ける特例民法法人の定款の内容が、「一般社団・財団法人法等の規定に適合していること」が移行認定の要件とされた趣旨は、旧民法における公益法人制度から大きく変革した新制度の趣旨を新制度に移行する法人に徹底させるため、移行に際しては、その定款の内容を行政庁が審査することにより、移行に伴う定款変更等の手続の確実性及びその内容の明確性を確保するとともに、移行に伴う紛争及び不正行為を防止することを図ったものと解される。

そのため、新制度の施行後、定款の内容が一般社団・財団法人法等の規定に適合するか否かについての審査（以下「定款審査」という。）を行政庁が行うに際しては、一般社団・財団法人法等の明文の規定に反することとなる定款の定めはもちろん、一般社団・財団法人法等の規定の趣旨に反することとなる定款の定めがある場合についても、定款の内容を新法の趣旨に適合したものにするよう法人に求めていくことが上記の趣旨に適う。

このような定款審査の意義を踏まえ、行政庁が行う定款審査に際しては、定款の必要的記載事項²、相対的記載事項及び任意的記載事項のすべてについて、その内容が一般社団・財団法人法等の規定に適合するものか否かを審査することとなる。

2 「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」の考え方

もとより、各法人の組織、運営及び管理はその定款に基づいて行われるところ、「民による自発的な公益活動を促進する」という公益法人制度改革の趣旨に照らせ

¹ 特例民法法人が移行認可を受けるためには、その定款の内容が、一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであることが必要である（整備法第 117 条第 1 号）。

² 定款の必要的記載事項のうち、一般社団法人にあっては法第 11 条第 1 項第 4 号に規定する事項（設立時社員の氏名又は名称及び住所）、一般財団法人にあっては法第 153 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに規定する事項（設立者の氏名又は名称及び住所、設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額等）は、審査の対象外となる。

ば、法人自治の原則の下、定款の内容は各法人において自主的に定められるべきものである³。

しかし、他方で、公益法人の定款の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分
に違反しているものであるときは、公益認定の欠格事由となり（公益法人認定法第
6条第3号）、行政庁は、公益認定を取り消さなければならないこととされている（同
法第29条第1項第1号）ことから明らかなように、法人自治による定款内容の
決定及びこれに基づく法人の運営は、それらが一般社団・財団法人法及び公益法人
認定法の明文の規定やその趣旨を潜脱・没却しないものであることが前提となる。

そこで、内閣府は、上記のような定款審査の意義⁴を踏まえ、この文書において、
新制度の趣旨及び考え方を説明し、新制度の趣旨に沿って定款の変更の案を作成す
る場合における望ましい一つの在り方を示すとともに、定款審査における、

- ① 一般社団・財団法人法等の明文の規定に反することとなる定款の定め
- ② 一般社団・財団法人法等の規定の趣旨に反することとなる定款の定め

についての考え方を示すこととした。

特に、「一般社団・財団法人法等の規定の趣旨に反することとなる定款の定め」
については、

- ① 特別の利益の提供の蓋然性が高まるもの（公益法人認定法第5条第3号、
第4号等参照）
- ② 第三者に不測の損害を与えるおそれがあるなど、公益法人としての高い社
会的信用を損なうおそれがあるもの⁵
- ③ 社員の権利を制限するおそれが高いもの（公益法人認定法第5条第14号等
参照）
- ④ 法が規定した機関相互の権限関係を逸脱し、不適正な法人運営がなされる
おそれがあるもの（公益法人認定法第5条第10号、第11号、第14号ハ、
第12号、法第35条第4項、第178条第3項、第153条第3項第1号等参照）

³ 従来は、定款の内容の決定に際して、法人の意向よりも主務官庁の意向が優先しているかのような本末転倒の状況があったとの指摘もあるが、今般の制度改革により、主務官庁の広く強大な裁量権に基づく指導監督は廃止され、定款に関しても、一般社団・財団法人法及び公益法人認定法に基づき、法人の自治にゆだねられる度合いが格段に高まることとなる。

⁴ この文書の作成の趣旨として、行政庁が行う定款審査について、国及び都道府県の統一性、地域間の均衡、迅速性の確保を図るという意義もある。

⁵ 公益法人認定法は、公益法人の高い社会的信用を保つため、①その名称を保護し、公益法人ではない者が公益法人であると誤認される名称等を使用することを禁止し（公益法人認定法第9条第4項）、②公益法人の理事、代理人、従業者等が迷惑を覚えさせるような方法により寄附の勧誘・要求をすること、寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること及び寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること等を禁止し（同法第17条第2号から第4号）、③公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業等も禁止する（同法第5条第5号）だけでなく、④所定の機関設計を義務付け（同法第5条第12号・第14号ハ）、役員の構成を規制する（同条第10号・第11号）など、公益法人の高い社会的信用を保ちつつ公益目的事業を適正に実施するための体制（同法第1条）を種々の規律により確保しようとしている。

などが考えられる⁶。

3 定款審査における取扱い

以下の「Ⅱ各論」で検討している「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項」においては、新制度下の法人の運営の便宜のために参考として取り上げている事項だけでなく、示されている結論に反する取扱いをした場合には、一般社団・財団法人法等の明文の規定やその趣旨に反することとなり得る事項も取り上げられている。

そのため、「Ⅱ各論」では、留意事項ごとに、

- ① 当該事項に違反している場合には不認定とならざるを得ないもの
- ② 当該事項と異なる定め（記載方法）を選択した理由の説明を求め、不適切であれば不認定の対象となり得るもの
- ③ あくまでも新制度下の法人の運営の便宜の参考として記載しており、記載どおりの定めが望ましいが、異なる定めであっても不認定の対象とならないもの

に分類し、各事項の末尾の「定款審査における取扱い」の箇所ではこれを示すこととした（併せて、不認可の対象ともなるものについては、その旨を併記することとしている。）⁷。

⁶ 公益法人の運営を適正に実施するための体制を確保するという観点から、事業の円滑な推進に支障が及ばない範囲内において、できる限り定款に具体的に規定することが必要な事項もある。

⁷ 定款審査の結果、申請当初の定款の変更の案のままではその内容が一般社団・財団法人法等の規定に適合していないと判断される場合には、その箇所及びその理由を指摘して、関係する規定について申請者に促して自主的な修正を待つこととなる。申請者が修正を行わない場合には、不認定又は不認可の処分を行うことがある。

Ⅱ 各論（定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項）

1 役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に一定の名称を付すこととする場合の留意事項
--

（問題の所在）

役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、定款にその根拠を設けることなく、法人関係者（例えば代表理事、理事会）が、自由に、誰にでも上記のような名称（役職）を付すことが許されるか。

（考え方）

法は、法人のガバナンスを確保するため、理事、監事、社員、評議員、代表理事、業務執行理事及び会計監査人などの法人のガバナンスを担う機関を法定し、これらのものの地位と役割に関し、選任・解任手続、資格、定数、任期、権限、責任、設置義務の範囲、報酬、欠員が生じた場合の措置等についてそれぞれ規律を設けることにより、ガバナンスを担うこととなるものの位置付けを明確化し、併せて機関相互の権限関係をも規定することにより適正な法人運営がなされるよう図っており、対外的にも、法人のガバナンスを担う立場にあるものの地位や役割を明らかにしている。また、特に、法は、法人が事業活動を行うに際して、その相手方が不測の損害を被るのを防止するため、対外的に法人を代表する権限を有する理事を「代表理事」と規定した上で（法第21条、第162条第1項）、代表理事以外の理事に「理事長」その他法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対して法人がその責任を負う（法第82条（第197条において準用する場合を含む。以下、一般財団法人について準用する場合の条文の引用は省略する。））ものとしている。さらに、公益法人については、公益法人認定法において、その高い社会的信用を保ちつつ、公益目的事業を適正に実施するための体制を確保するための種々の規律が設けられているところである⁵。

上記のような関係法令の趣旨を踏まえ、公益法人においては、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（社員総会、理事会など）についての定めを設けることが望ましい⁸。

⁸ 公益法人の役員等（理事、監事及び評議員）の地位にある者については、その氏名等が記載され

(定款審査における取扱い)

上記の考え方と異なる運用をすることにより、公益法人の社会的信用を毀損し又は毀損するおそれが高い場合等には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定の対象となり得るものとする⁹。

(注) 1 代表権のない者（代表権を有しない理事を含む。）に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、法人が表見代表（法第 82 条）ないし表見代理（民法第 110 条等）の責任を負う可能性がある。

2 定款の定め例

第〇条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

2 法人の運営上、法律に規定がない任意の機関を設ける場合の取扱い

法律上の名称を定款において通称名で規定する場合の留意事項

(問題の所在)

① 法人の運営に際し、法律に規定がない任意の（合議）機関（会議体）を定款に設けて運営する場合の留意事項。

② 定款において、社員総会を「総会」、代表理事を「理事長」・「会長」などのよ

た役員等名簿により広く閲覧等に応じられ（公益法人認定法第 21 条第 4 項・第 2 項第 2 号、第 22 条第 3 項）、登記上も公示される（法第 301 条第 2 項第 5 号から第 7 号、第 302 条第 2 項第 5 号・第 6 号）。また、公益法人の役員等（理事、監事及び評議員）以外の者であって、法人運営に一定の権限を有するような名称（役職）が付された者については、定款にその根拠が設けられることにより、その権限の内容等が公開されることとなる（公益法人認定法第 21 条第 4 項、第 22 条第 2 項）。

⁹ 公益法人においては、「法律上の権限はないが、権限を有するような誤解を生じさせる名称（役職）」を役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に付す場合には、原則として、定款にその名称等についての定めを設けることが望ましい。しかし、定款審査においては、「当該名称（役職）等を定款に定めているか否か」が問題となるのではなく、そのような紛らわしい名称（役職）を使用したこと等により、公益法人の社会的信用を毀損し又は毀損するおそれが高いと認められるような例外的な場合に、定款にその根拠を設けることなく紛らわしい名称（役職）を使用していること等が問題となるに過ぎない。

うに略称や通称名で記載することは許容されるか。

(考え方)

法は、法人のガバナンスを確保するため、法人の重要事項の意思決定、業務執行の決定、職務の執行を行う機関として、社員総会、評議員会、理事会、代表理事、業務執行理事などの機関を法定し、その構成員、招集手続、決議方法、権限、瑕疵ある決議の内容や手続の是正方法等についてそれぞれ詳細な規律を設けるとともに、機関相互の権限関係を規定することにより適正な法人運営がなされるよう図っている。

上記のような法の趣旨を踏まえ、特例民法法人の移行に当たり、

- ① 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある（法第35条第4項、第178条第3項等参照）（問題の所在①）、
- ② 法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある（問題の所在②）

こととなる。

(定款審査における取扱い)

上記の考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとする。

(注) 1 任意の（合議）機関（会議体）として、定款の定めにより、例えば、一部の理事と事務局員等で構成する「常任理事会」や「常務会」を設け、当該機関において理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととすることは可能であるが、それに加えて、「当該機関の承認がない事項については理事会で決定することができない」旨の定めを設けることは、理事会の権限を制約することとなるため許されない。定款に根拠を設けずに上記のような任意の機関を設けることも可能であるが、当該機関の運用において、法定の機関の権限を制約するような運用をすることは許されない。

2 定款の定め例（問題の所在①）

第〇条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。

2 第1項の委員会は、業務執行理事1名、理事1名、事務局員1名で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- (2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
- (3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

3 定款の定め例（問題の所在②）

第〇条 この法人に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 〇〇〇
- (3) 賛助会員 〇〇〇

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

第〇条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇名以上〇〇名以内
- (2) 監事 〇〇名以内

2 理事のうち1名を理事長、〇名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 代議員制度

（問題の所在）

「当該社団法人に会費を納めている会員に選挙権を与え、会員の中から社員を選出するための選挙を行い、当該選挙により選出された者を任期付きの社員とする」旨の定めを設け、いわゆる代議員制を採用する場合の定款の定め方。

（考え方）

社団法人における社員総会は、役員的人事や報酬等を決定するとともに、定款変更、解散などの重要な事項の意思決定をすることができる法人の最高意思決定機関である。そのため、社団法人の実態としては社員となることができる資格のある者が多数いるにも関わらず、社員の範囲を狭く絞って社員総会を運営し、多様な意見を反映する機会を設けることなく、構成員のうちの一部の勢力のみが法律上の「社員」として固定されてしまうような場合には、当該社団法人の実効性のあるガバナ

ンスを確保することができなくなる。

例えば、社員総会で議決権を行使することとなる「代議員」の選定を理事ないし理事会で行うこととすると、理事や理事会の意向に沿った少数の者のみで社員総会を行って法人の意思決定をすることともなりかねないため（法第 35 条第 4 項、公益法人認定法第 5 条第 14 号イ参照）、会員の中から社員（代議員）を選定する方法は特に留意する必要がある。また、社員の範囲を狭く絞ることにより、移行に伴い従来から社員の地位にあった者の個別の同意を得ることなくその者の地位（社員たる権利）を奪うこととなるだけでなく、法が社員に保障した各種の権利を行使できる者の範囲が狭まることとなり、社員権の行使により法人のガバナンスを確保しようとした法の趣旨に反することともなりかねない。

このような問題意識を踏まえ、特例社団法人が、上記の意味の代議員制を採る場合には、定款の定めにより、以下の 5 要件を満たすことが重要である。

- ① 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること
 - 定款における「社員の資格の得喪」に関する定め（法第 11 条第 1 項第 5 号）の内容として、少なくとも、定款において、社員の定数、任期、選出方法、欠員措置等が定められている必要がある。
- ② 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること
 - 代議員（社員）の選定方法の細部・細則を理事会において定めることとしても、少なくとも、「社員の資格の得喪」に関する定め（法第 11 条第 1 項第 5 号）の内容として②の内容を定款で定める必要がある（公益法人認定法第 5 条第 14 号イ参照）¹⁰。
- ③ 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること
 - ①で、社員（代議員）の選出方法を定款に定めた場合でも、理事又は理事会が社員を選定することとなるような定めは一般社団・財団法人法第 35 条第 4 項の趣旨に反する。定款の定めにおいては、②の内容とともに明記することが考えられる。

¹⁰ 「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうか（公益法人認定法第 5 条第 14 号イ）については、社会通念に従い判断し、当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当せず、例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しないものとされている（公益認定等ガイドライン〔平成 20 年 4 月 11 日〕）。各会員の選挙により「社員」を選出する代議員選挙においてもこの理は妥当し、代議員選挙の運用に際し、会員間の選挙権・被選挙権等に一定の差異を設けることが当該法人の目的、事業内容に照らして合理的な関連性及び必要性があれば許容され得る。

- ④ 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること

→ 例えば、社員が責任追及の訴えを提起したものの、訴訟係属中に任期満了により当該社員が社員の地位を失った場合には、代表訴訟の原告適格も失うおそれが高い。そのため、比較的短期間の任期の社員を前提とする代議員制においては、事実上、任期満了間際に社員が訴権を行使できなくなるため、社員に各種の訴権を保障した法の趣旨を踏まえ、④の内容を定款に定める必要がある。

- ⑤ 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

→ 法は、「社員」によるガバナンスの実効性を確保するため社員たる地位を有する者に各種の権利を付与している。かかる法の趣旨を踏まえ、旧民法では「社員」の地位にあった者を新法下で「会員」として取り扱うこととするような特例社団法人等については、社員の法人に対する情報開示請求権等を定款の定めにより「会員」にも認める必要がある。

(定款審査における取扱い)

上記の考え方と異なる運用を選択する場合には、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定又は不認可の対象となり得るものとする。

- (注) 1 新制度の施行前から既に上記のような代議員制を採っている特例社団法人において、移行後も代議員制を採ることとする場合には、本文の考え方の趣旨を踏まえた方法により代議員(社員)を選挙することが必要となる。仮に、従来の運用において、理事(理事会)が代議員(社員)を選出していると評価できるような方法で代議員(社員)を選挙していた特例社団法人については、理事(理事会)から独立した形で代議員(社員)選挙を行った上で新制度に移行する必要がある。

また、新制度の移行に伴って代議員制を新たに採ることとする特例社団法人においては、旧民法上の社員の地位を有していた者に対して代議員の選挙権等を付与しないものとすることは合理的な理由がない限り許されない。新制度の施行前から既に代議員制を採っている特例社団法人においても、旧民法上の社員(代議員)の選挙権を有していた者(会員)に対して、新制度の移行に伴って代議員の選挙権等を付与しないものとすることは合理的な理由がない限り許されない。

- 2 複数の種類の会員資格(例えば、個人会員、法人会員、学生会員、名誉会員、賛助会員など)を設けている特例社団法人にあつては、どの種類の会員が選挙権・被選挙権を有するか(本文②の要件)、情報開示請求権等

を付与されるのか（本文⑤の要件）を定款に明示することが必要である¹¹。その際には、公益法人認定法第5条第14号口の趣旨、すなわち、議決権について不当に差別的な取扱いを禁止することにより社員総会における意思決定に偏りが生じることを防止するとともに、資力を有する一部の社員によって社員総会の運営が恣意的になされることを防止しようとした趣旨を踏まえつつ、当該社団法人の事業活動に関心を持ち、その法人の重要事項の意思決定の過程に関与すべき立場にある種類の会員に選挙権・被選挙権等を付与することとなる（会員の種類間で区別を設けることが、当該社団法人の目的、事業内容に照らして、合理的な関連性及び必要性があれば許容される。）¹²。

3 定款の定め例

第〇条 この法人に、次の種類の会員を置く。

(1) 正会員 〇〇の資格を有する者

(2) 準会員 この法人の活動に協賛する者、〇〇の資格の取得予定者

2 この法人の社員（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね正会員300人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、〇月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法第278

¹¹ なお、特例社団法人の社員（代議員）の選挙を他の法人や団体に完全にゆだねることは不相当である。例えば、当該特例社団法人と提携先の法人等（連携法人・連携団体）との間に、法人の目的、社員（構成員）の構成等について密接な共通関係がある場合であっても、当該特例社団法人の社員（代議員）の選出に際しては、本文の考え方が没却されることのないように、当該特例社団法人の責任者による一定の関与の下にその社員（代議員）の選挙が行われることが必要であることに留意すべきである。

¹² 代議員制を採用する特例社団法人に限らず、複数の種類の会員資格（例えば、個人会員、法人会員、学生会員、名誉会員、賛助会員など）を設けている特例社団法人が、特定の種類の会員のみをもって「社員」とする旨の定款の定めを設ける場合も同様であり、当該社団法人の事業活動に関する重要な事項の意思決定に関心を持ち、これに関与すべき立場にある種類の会員のみを社員とすることが、当該社団法人の目的、事業内容に照らして、合理的な関連性及び必要性があれば許容される。

条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。))。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(4) 法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5) 法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)

(6) 法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

4 社員総会及び評議員会の決議要件（定足数）及び理事の選任議案の決議方法

（問題の所在）

- ① 公益社団法人における社員総会の普通決議（理事の選任）の決議要件（定足数）の定款の定めのある在り方。
- ② 理事の選任議案を社員総会（評議員会）で決議する方法について、例えば、4人の理事の選任議案の決議方法を4人一括で決議する方法は許されるか。例えば、4人の理事候補者のうち、1名については反対、3名については賛成の議決権の行使をしたいと考えている社員（評議員）がいるときに、4人一括で決議する方法が採用された場合には、そのような意思を反映した議決権の行使をすることができないこととなるため、社員総会又は評議員会の議事の運営方法についての定款の定めのある在り方が問題となる。

（考え方）

法は、社員総会又は評議員会に理事の選任権を形式的に付与しているだけでなく、理事の選任過程の適正を確保するため、種々の方策を講じている。

すなわち、法は、社員（評議員）1人に1議決権を付与する（法第48条第1項本文、第178条第1項、第189条）だけでなく、社員総会（評議員会）を招集するに際しては、理事の選任議案の内容をすべての社員（評議員）に通知するものとし（法第39条第1項、第2項第2号、第4項、第38条第1項第5号、第41条、第42条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「施行規則」という。）第4条第1号イ、第3号イ、第5条第1項第1号、第2項、法第182条、第181条第1項第3号、施行規則第58条第1号）、理事及び監事に社員（評議員）への説明義務を課し（法第53条、第190条）、理事を選任（再任）する場合には、社員（評議員）にその理由を説明しなければならないものとしている。さらに、法は、それに納得がいかない社員（評議員）が自分自身で議案の提案権を行使し、別の候補者を役員とする選任議案を提案し、その議案の要領を招集通知に記載することを請求することができることとしている（法第43条から第45条、第184条から第186条）。

また、その決議に際しても、総社員の議決権（議決に加わることができる評議員）の過半数を有する社員（評議員）の出席を要することとし（法第49条第1項、第189条第1項）、公益法人においては、所定の理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない（公益法人認定法第5条第10号及び第11号）こととされている。

このように、法及び公益法人認定法は、あらゆる規律を通して、選任手続を可能な限り慎重ならしめ、社員総会（評議員会）における実質的な審議を経て適正に理

事が選任されるための種々の方策を講じている¹³。

この点、仮に、公益社団法人における社員総会の普通決議の決議要件（定足数）の定款の定めとして、この要件を大幅に緩和したり、あるいは撤廃する定めを設けた場合には、総社員のうち、ごく一部の社員のみで理事の選任が決定されることとなり、上記の法の趣旨が没却されることとなる。

また、理事の選任議案を社員総会（評議員会）で決議する方法について、例えば、4人の理事の選任議案の決議（採決）を4人一括で決議（採決）することとした場合には、本来、1つ1つの議案（1人1人の理事の選任議案）ごとに賛成又は反対の意思を表明することができるはずの社員¹⁴（評議員）に対して、全議案についてすべて賛成か又はすべて反対かという投票を強制することとなり、上記の法の趣旨が没却されることとなる。

このような法の趣旨及び考え方を踏まえ、

- ① 公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されない（問題の所在①）
- ② 社員総会又は評議員会で理事の選任議案を採決する場合には、各候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく¹⁵、特例民法法人の移行に際し、その定款（の変更の案）に、社員総会又は評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されない（問題の所在②）

こととなる。

（定款審査における取扱い）

上記の考え方と異なる運用を選択する場合、すなわち、①定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃する場合に

¹³ 本文以外にも、例えば、公益社団法人にあっては、社員総会における意思決定に偏りが出ること防止するため、社員資格の得喪に関する事項や議決権の数等について不当に差別的な取扱いをすることを禁止するとともに、資力を有する一部の社員によって社員総会の運営が恣意的になされることを防止するため、法人に提供した財産の価額に応じて議決権の数や行使の条件等に差異を設けることを禁止し（公益法人認定法第5条第14号イ及びロ）、可及的に社員総会における適正な審議の確保を図っている。

¹⁴ 法は、社員に書面又は電磁的方法（電子メール等）による議決権の行使を認める場合（法第38条第1項第3号・第4号）には、議決権行使書面に「各議案についての賛否」を記載する欄を設けなければならない（施行規則第7条第1号）ものとしている。これは、社員が議案ごとに賛成又は反対の意思を表明する機会を確保しようとしたものである。

¹⁵ しかし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、社員総会の開催前に、複数の役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、社員総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議（採決）することを出席している議場の社員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議（採決）することも許容され得る。

は、その理由の説明を求め、不適切であれば不認定の対象となり得るものとし、②定款に、社員総会又は評議員会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けた場合には、不認定又は不認可の対象となるものとする。

（注）１ 問題の所在①についての本文の考え方の趣旨を踏まえ、公益社団法人が、定款の定めにより、社員総会の普通決議の決議要件（定足数）を緩和することとする場合には、例えば、普通決議の決議要件（定足数）の定めとして、「総社員の議決権の３分の１を有する社員の出席」を要することとする程度の定めを設けることが考えられる（このような定めを設けた場合には、総社員の議決権の６分の１（約 16.7 パーセント）を超える賛成さえあれば理事を選任又は解任することができることとなる。）。なお、定款に社員総会の普通決議の決議要件（定足数）についての定めを設けない場合には、法第 49 条第 1 項の原則どおり、「総社員の議決権の過半数を有する社員の出席」が必要となる。

２ 社員総会の運営については、理事会及び評議員会とは異なり、代理人により議決権を行使する方法（代理人による社員総会への出席。法第 50 条第 1 項）、書面により議決権を行使する方法（法第 38 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 1 項）、電磁的方法（例えば、電子メール）により議決権を行使する方法（法第 38 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項）がそれぞれ法の規定により認められており、いずれの方法による場合も、行使された議決権の数が、出席した社員の議決権の数に算入されることとなる（法第 51 条第 2 項、第 52 条第 3 項）。社員数が多い公益社団法人にあっては、このような方法を併用することにより、円滑に社員総会を運営することができる¹⁶。

３ 公益財団法人における評議員会の普通決議の決議要件（定足数）については、撤廃することはもちろん、緩和すること自体も認められていない（法第 189 条第 1 項）ため、評議員会の普通決議の決議要件（定足数）を緩和する内容の定款の定めは無効となる。

４ 問題の所在②についての本文の考え方の趣旨を踏まえ、定款に社員総会又は評議員会の議事の運営方法に関する定めを設けることとする場合に

¹⁶ これ以外にも、例えば、（定時）社員総会に際し、公益社団法人から社員に提供する必要のある資料である①招集通知、②参考書類、議決権行使書面、③計算書類、事業報告、監査報告及び会計監査報告について、所定の要件を満たす場合には、電磁的方法で社員に提供することが可能とされている（①法第 39 条第 3 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成 19 年政令第 38 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号、②法第 42 条第 2 項、③法第 125 条、施行規則第 47 条第 2 項第 2 号）。また、代理人により議決権を行使する社員は、所定の要件を満たす場合には、公益社団法人に対し委任状をメールで提出することも認められている（法第 50 条第 3 項、施行令第 2 条第 1 項第 1 号）。

は、下記の定款の定め例のように、「理事の選任議案の採決は各候補者ごとに採決（決議）する方法とする」旨を定めておくことも考えられる¹⁷。

5 定款の定め例

第〇条 社員総会の決議は、次項に規定する場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項各号に列举された事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第〇条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 社員総会及び評議員会の理事の選任権限と第三者が関与できる範囲

（問題の所在）

社員総会又は評議員会で理事を選任する際、定款の定めにより、代表理事、理事会、設立者等の第三者を関与させることの可否。

（考え方）

社員総会又は評議員会の理事の選任権限は、定款の定めをもってしても奪うことができないため（法第 35 条第 4 項、第 178 条第 3 項）、特例民法法人の定款の変更の案において、社員総会又は評議員会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることはできない。

（定款審査における取扱い）

上記の考え方と異なる定款の定めを設けた場合（定款に、社員総会又は評議員会の理事の選任権限を奪うこととなるような定款の定めや注 1・2 のような定めを設けた場合等）には、不認定又は不認可の対象となるものとする。

（注） 1 「理事の選任は、〇〇（例えば、代表理事、設立者）が行う」との定めは、社員総会又は評議員会の理事の選任権限を奪っており無効である。

2 「社員総会（評議員会）において理事を選任する場合には、〇〇（例え

¹⁷ このような定款の定めは、社員総会の議長の議事の整理権限（法第 54 条第 1 項）を適切にコントロールするものとしても有効である。

ば、代表理事、設立者）の同意を得なければならない」旨の定めは、社員総会又は評議員会以外の者（機関）に拒否権（事実上の決定権）を与えることとなり得るため、上記1に準じた取扱いとなる。

- 3 「社員総会（評議員会）が理事を選任又は解任する場合には、〇〇（例えば、設立者、定款で指定した者）の意見を参考にすることができる」旨の定めは、社員総会又は評議員会以外の者（機関）に拒否権（事実上の決定権）を与えているとまではいえないため、許容される。

6 評議員の構成並びに選任及び解任の方法

（問題の所在）

「評議員の選任及び解任の方法」に関する定款の定めのある在り方。

（考え方）

新制度（一般社団・財団法人法）における「評議員」は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にある。すなわち、新制度においては、財団法人の運営の適正を確保するため、「評議員」の資格を有している者に対し評議員会の議決権を与え、理事、監事、会計監査人の選解任権、報酬等の決定権を与えて役員等の人事権を独占させた上、決算の承認、定款の変更など法人運営における重要事項の最終的な意思決定権を付与している。さらに、評議員には、理事の違法行為の差止請求権、役員等の解任の訴えの提訴権など法人の適切な業務運営を確保するための種々の権利も付与されている。加えて、評議員は広範かつ強大な権限を有するだけでなく、4年間の任期が保障されており、自らの意思で辞任しない限りは原則としてその地位を失うことはないなど、その独立性も強く保障されている。

このように、新制度においては、評議員が、人事権等の重要な権利を適切に行使することにより財団法人の適正な運営が確保される仕組みとなっており、税制上の優遇措置を受けることとなる公益財団法人の業務運営が公正に行われるためには、広範で強い権限を付与されている評議員の人選が非常に重要となる。

そのため、公益財団法人の運営が、特定の団体や勢力の利益に偏るおそれがなく、不特定かつ多数の者の利益のために適正かつ公正に行われるためには、評議員会を構成する評議員が公益法人の一般的な業務運営に一定の知見を有しているだけでなく、当該法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者が評議員会の一定の割合を占めることが法の趣旨に適う。

この点、例えば、評議員の選任及び解任を「評議員会の決議で行う」とこととする

と、「(最初の) 評議員」の人選が特定の団体や勢力の関係者で占められた場合には、以後の評議員の選任も当該特定の団体や勢力の関係者によって占められることとなり、公正かつ適切な法人の業務運営を確保するために設けられた新制度の仕組みが有効に機能しないおそれがあるだけでなく、①当該法人の役員等の人事権等の重要かつ強大な権限を掌握した評議員の人事が評議員で構成される評議員会だけで行われ、いわば最高意思決定機関の人事を最高意思決定機関だけで行うこととなってしまう、②評議員の人事を身内だけで行い、外部の者が関与する余地がなくなるため、当該法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏り、その運営の公正さに疑いを生じさせるおそれがある（公益法人認定法第 5 条第 3 号及び第 4 号等参照）。

このような考え方を踏まえ、公益財団法人に移行する特例財団法人が評議員の選任及び解任方法を定款に定めるに際しては、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を採用しなければならない。

そのような方法としては、

- ① 「評議員の構成を公益法人認定法第 5 条第 10 号及び第 11 号に準じたものにする」旨を定める方法

又は

- ② 評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法

が望ましい。

（定款審査における取扱い）

上記の考え方と異なる運用を選択する場合（評議員の構成を公益法人認定法第 5 条第 10 号及び第 11 号に準じたものにする旨を定款に定めておらず、かつ、評議員の選任及び解任方法として「中立的な立場にある者が参加する任意の機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法」以外の方法を定めている場合（特に、「評議員会が評議員を選任及び解任する」旨の定めを設けている場合））にはその理由の説明を求め、不適切であれば不認定の対象となり得るものとする。

（注） 1 評議員の選任及び解任方法として、例えば、「評議員の選任は、評議員会の推薦を得た上で、理事会が行う」旨の定めのように、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任することを内容とする定款の定めは無効である（法第 153 条第 3 項第 1 号）。

2 「評議員の選任及び解任の方法」が特定の団体や勢力の利益に偏った方法でされた場合には、当該公益財団法人の事業が行われるに当たり、当該特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものとも

なることに留意する必要がある（公益法人認定法第5条第3号及び第4号等参照）。本文の考え方とおり、評議員の構成は、公益財団法人の事業の適正な運営の重要なポイントとなる。そのため、本文記載の①又は②の方法のいずれを選択したとしても、実際に選任された評議員の構成が特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものと認められる場合には、監督の対象となり得る¹⁸。

- 3 本文の考え方②の方法を採る場合において、評議員を選任及び解任する任意の機関（評議員選定委員会）に参加する中立的な立場にある者に対しては、当該法人の関係者から、評議員候補者の経歴、評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、兼職状況等、候補者が評議員として適任と判断した理由を説明することとなる。そのため、評議員候補者の原案は理事会において用意した上で、評議員を選任する任意の機関の構成員にそれを諮ることとする運用も差し支えない。

また、評議員を選任する任意の機関の構成員として、「中立的な立場にある者」のほかに法人関係者（評議員、監事、事務局員等）を加えても差し支えないが、理事又は理事会による評議員の選任を禁止した法第153条第3項第1号の趣旨を踏まえ、理事が構成員となることは許されない。また、本文の考え方の趣旨を踏まえ、評議員が構成員の過半数を占めることとする定款の定めも不相当である。なお、評議員の選任及び解任を、一定の知見を有する中立的な立場の法人（事業体）に委ねることは何ら差し支えない。この場合には、評議員を選任等する任意の機関の構成員のすべてが「中立的な立場にある者」となる。

- 4 なお、評議員設置特例財団法人以外の特例財団法人については、移行の登記をするまでの間は、一般社団・財団法人法第153条第1項第8号が適用除外とされている（整備法第89条第2項及び第3項）上、最初の評議員の選任方法については主務官庁の認可を受けた方法によることとされているため（整備法第92条）、本文の考え方②に記載された「評議員の選任及び解任の方法」の定款の定めが実際に適用されるのは、大半の公益財団法人については、2回目の評議員の選任時からとなる（なお、本文記載の①又は②の方法のいずれを選択したとしても、最初の評議員の選任方法については、最高意思決定機関の人事を最高意思決定機関だけで行うことの弊害や評議員の人事を外部の者が関与する余地を封じて行うことの弊害を防止するため、「任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方

¹⁸ 任期満了等に伴い新たな評議員の選任が行われた場合には、当該公益財団法人の事業の適正な運営を確保するため、その選任手続や選任結果が定款の定めに従って適正に行われたことを証する書面（議事録等）の提出を求めることなどが考えられる（公益法人認定法第27条第1項）。

法」となる場合が通常であろう。))。

5 定款の定め例①(本文の考え方①の方法による場合)

第〇条 この法人の評議員の数は5名以上8名以内とする。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 定款の定め例②(本文の考え方②の方法による場合)

第〇条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、第〇条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

7 代表理事の選定方法

(問題の所在)

代表理事の選定又は解職の過程に社員総会を関与させることとする場合における定款の定めのある在り方。

(考え方)

法は、理事会を設置している一般社団法人の代表理事は、理事会で選定及び解職することとしている（法第90条第2項第3号及び第3項）。

代表理事を選定等する権限を理事会に付与した法の趣旨は、理事会による代表理事の職務執行の監督権限の実効性を確保するところにある。すなわち、代表理事から職務の執行の状況の報告を受け、代表理事の職務の執行を監督する責任を負う理事会がその職責を全うするためには、理事会が代表理事の選定及び解職権を有していることが必要であるとの考え方に基づき、法は、一義的に、理事会に代表理事の選定等の権限を付与したものと解される。換言すれば、代表理事が違法又は不当な行為をした場合において、理事会に代表理事を解職する権限が留保されることにより、理事会による代表理事の職務執行の監督権限が機能し、ガバナンスが確保されるということとなる。

特に、税の優遇措置を受ける公益社団法人については、そのガバナンスを適正に確保する要請が強いことから、公益法人認定法は公益社団法人の機関設計として理事会を必置とし（公益法人認定法第5条第14号ハ）、理事会を通したガバナンスに期待しているところが多い。

他方、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させることを望む法人も少なくない。

そのため、代表理事の選定の過程に社員総会を関与させることとする場合には、上記のような法の趣旨を踏まえ、例えば、定款の定めにより、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる」旨の定めや、「理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる」旨の定めを置いた場合には、理事会が最終的に責任を持って代表理事の選定及び解職をすることができることとなる。

このように、公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の

定款の定めを設けることが望ましい。

(定款審査における取扱い)

上記の考え方に沿った定めが望ましいが、本文の考え方に示された定款の定め
の例以外の定めであっても不認定の対象とはならない。

(注) 代表理事が欠けた場合の取扱い

- 1 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有することとされている（法第 79 条第 1 項）ため、仮に、代表理事が 1 名のみの法人において、代表理事が任期の満了又は辞任により退任したとしても、当該代表理事は、後任の代表理事が選定されるまでの間、なお代表理事としての権利を有するだけでなく、その義務も負うこととなる。
- 2 代表理事が在任中に死亡し又は所在不明になった場合には、理事会を開催して新たな代表理事を選定することとなる（法第 90 条第 2 項第 3 号）¹⁹。また、内紛等何らかの事情があってそのような理事会を開催することができない場合には、理事等の利害関係人は、一時代代表理事の職務を行うべき者を選任することを裁判所に申し立てることができる（法第 79 条第 2 項）。
- 3 なお、「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、（将来の）代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効である。
- 4 代表理事を 1 人ではなく複数名選定することは可能であり²⁰、その場合には各自単独で代表権を行使することができるため、例えば、2 名の代表理事のうちの 1 名が死亡したとしても、他の 1 名の代表権に影響を及ぼすことはない（なお、2 名の代表理事につき権限の分担を定めても、その分担は法人内部の関係に止まり、外部に対しては原則としてその権限分担の効力を主張することはできない（法第 77 条第 5 項）。）。

¹⁹ 代表理事が急死したような場合に、新たな代表理事を理事会で選定する際には、新たな代表理事の選定議案に理事の全員が同意すれば現実には理事会を開催する必要はなく（法第 96 条）、理事会の招集手続（法第 94 条第 1 項）も不要となる。

²⁰ 代表理事として選定された理事は、当該法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する理事（法第 77 条第 4 項）として、その氏名及び住所が登記され（法第 301 条第 2 項第 6 号、第 302 条第 2 項第 6 号）、代表理事を複数名選定したときは、その全員が代表理事として登記される。

8 理事会・評議員会の運営方法

（問題の所在）

理事会又は評議員会の決議方法について、定款で、書面投票、代理出席を定めることは認められるか。理事会又は評議員会の運営方法に関する定款の定めのある在り方。

（考え方）

理事及び評議員は、その個人的な能力、資質、手腕に信頼を受けて法人の運営を委任された者であることから（法第 64 条、第 172 条第 1 項、民法第 644 条）、理事又は評議員は自ら理事会又は評議員会に出席し、議決権を行使することが求められる。また、理事会（評議員会）は、理事（評議員）が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場である。したがって、理事会（評議員会）に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められないし、理事（評議員）が理事会（評議員会）に出席することなく書面等によって理事会（評議員会）の議決権を行使することも認められない。また、理事（評議員）が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事（評議員）の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事（評議員）の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議も認められない²¹（仮に、特例民法法人が、理事会又は評議員会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなる。）。

もっとも、遠方に所在する等の理由により現に理事会（評議員会）の開催場所に赴くことができない理事（評議員）が当該理事会（評議員会）決議に参加するため、例えば、電話会議やテレビ会議のように、各理事（各評議員）の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法であれば理事会を開く場所が物理的に同一の場所である必要はなく（施行規則第 15 条第 3 項第 1 号かっこ書き、第 60 条第 3 項第 1 号かっこ書き参照）、このような方法による議決権の行使は、有効な議決権の行使となる。

また、理事会設置一般社団法人及び一般財団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の「全員」が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除

²¹ 理事（評議員）の「全員」が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会（評議員会）の決議があったものとみなすことができる（法第 96 条、第 194 条第 1 項）ため、理事（評議員）の「全員の同意」が得られる議案の場合には、いわゆる持ち回り決議をすることも可能である。

く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる(法第96条。評議員会については、定款の定めを設けることなく全員同意による決議の省略が可能である(法第194条第1項)。)。このような定款の定めを設けることにより、例えば、電子メールにより理事会(評議員会)決議を行うことが可能となり、一例として、理事(評議員)が電子メールで他の理事(評議員)に対して議題を提案し、理事(評議員)全員から提案理事(評議員)宛に同意の電子メールが返信され、監事に異議がないことを確認した上で(評議員会の場合は監事の異議の有無は問わない。)、理事会(評議員会)決議の議事録を作成する(施行規則第15条第4項第1号、第60条第4項第1号)ことにより理事会(評議員会)決議を行うといった方法も可能となる(注)。このような方法を活用することにより、すべての理事(評議員)の意向に基づく理事会(評議員会)決議を機動的に行うことが可能となる²²。

(定款審査における取扱い)

上記の考え方と異なる定款の定めを設けた場合(定款に、①理事会(評議員会)に代理人が出席して議決権を行使することを許容する定め、②理事(評議員)が理事会(評議員会)に出席することなく書面等によって理事会(評議員会)の議決権を行使することを許容する定め、又は、③理事(評議員)が議案の賛否について個々の理事(評議員)の賛否を個別に確認する方法で過半数の理事(評議員)の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議を許容する定め、のいずれかを設けた場合)には、不認定又は不認可の対象となるものとする。

(注)1 例えば、電子メールにより議案の内容を理事(評議員)の全員に伝達し、事務方が理事(評議員)全員から議案に同意する旨の電子メールを受け取ったような場合には、コンピューターのハードディスクにそのメールの内容が記録されることにより、電磁的記録により同意の意思表示がされたものとなる(法第96条、第194条第1項、施行規則第89条)。なお、すべての理事(評議員)が同意を表明したことを証明できないと決議に瑕疵が生ずるため、電磁的記録による同意がされる場合は、実務的には、他人のなりすましによる同意メールの送信等を防止することも含め、理事(評議員)本人が同意の意思表示をしたことを証明することができる電磁的記録(例えば電子署名のあるもの)を用いる方法、法人と理事(評議員)間の連絡通信に用いるIDとパスワードを使って送信する方法、同意表明が本人の意思に基づくものか電話などで確認する方法等によることが考えら

²² 法第96条により理事会の決議を省略する場合には、実際に理事会は開催されないため、その招集手続も不要である。

れる。

- 2 なお、理事（評議員）の議決権の数は１人１個であり、「可否同数のときは、議長（代表理事、評議員会議長）の決するところによる」とするような定款の定めを設けることにより、特定の理事（評議員）のみ２個の議決権を与えることとなるような定款の定めは無効である。

- 3 定款の定め例（全員同意による理事会の書面決議）

第〇条 この法人は、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

<参考資料>

法人コード	
法人名	

定款の変更の案についての説明書

定款の変更の案について、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（留意事項）の「Ⅱ各論」に記載された各事項と異なる定め（記載方法）を選択している場合に、その理由を説明してください。

定款の条項	留意事項の 関係部分	説 明

◆ 添付書類——定款の変更の案についての説明書



「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項」（留意事項）の「Ⅱ各論」に記載された各事項と異なる定め（記載方法）を選択している場合に、その理由を説明していただくもので、それ以外の場合には、作成不要です。

定款の変更の案についての説明書 定款の変更の案について、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（留意事項）の「Ⅱ各論」に記載された各事項と異なる定め（記載方法）を選択している場合に、その理由を説明して下さい。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">法人コード</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td></td> </tr> </table>	法人コード		法人名	
法人コード					
法人名					

定款の条項	留意事項の 関係部分	説 明



定款の変更の案のうち、「留意事項」の「Ⅱ各論」に記載された各事項と異なる定め（記載方法）を選択している場合に、当該定款の条項、留意事項の該当部分、理由を説明してください。

<例>

「定款の条項」：第〇条及び第〇条

「留意事項の該当部分」：留意事項 2

「理由」：「留意事項」では、法律に根拠のない任意の機関を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関の権限を奪うことのないように留意する必要があるとされている。当法人で設置している「顧問会」は、基本的な権限、役割、審議及び決議の手続等について定型的に決まっているものではないため、定款上は、名称及び構成についてのみ記載し、権限について明記することとはしていないが、時として代表理事からの相談を受けて意見を交わす程度であり、理事会等の権限を奪うような運営はなされていない。

なお、「留意事項」に記載された「定款の定め例」との単なる語句、表現の違いについては、説明していただく必要はありませんが、その他の事項であらかじめこの様式で記載しておいていただいた方が、定款審査に当たって個別の説明が省けるであろう事項について記載していただいても結構です。

新公益法人制度説明会開催要領

1. 概要

主催：希望する都道府県医師会（※）

※複数の郡市区医師会（概ね 10 程度）による共催も可。

対象：医師会の役員および事務局員

（主として、経理・庶務担当理事、事務局長、経理・庶務担当者など）

実施時期：平成 21 年 6 月から平成 21 年 8 月までの平日の午後（原則）

式次第（標準フォーマット）

時 間	内 容	講 師
はじめに 13：00～14：10	開会の辞	主催医師会
	1. 公益法人改革の概要 2. 機関設計・定款 3. 医師会事業の公益性	外部派遣講師 ^(注1) (税理士・会計士) または日本医師会 ^(注2)
講 義 14：20～16：20	移行申請準備の実務 1. 公益認定基準（財務面） 2. 事業の公益性の判断 3. 公益目的支出計画 4. 公益法人会計基準 5. 公益法人等税制 6. 法人形態選択の判断 等	外部派遣講師 ^(注1) (税理士・会計士)
16：20～16：50	質疑応答	上記講師

（注 1）外部講師は TKC 全国会または監査法人トーマツグループより派遣いただく税理士・公認会計士となります。

（注 2）13:00～14:10 の講師は、外部講師が医師会顧問経験者の場合は当該講師、医師会顧問経験者以外の場合は日本医師会派遣講師が担当します。

2. 外部講師（税理士・公認会計士）

外部講師は次の2団体から派遣されます。いずれかの団体をご指名ください。

<u>外部講師派遣団体</u>	<u>外部講師派遣事務局</u>
TKC全国会 公益法人経営特別研究会	TEL. 03-3266-9227（担当：湯本 直樹 種邑(タネウ)由紀夫）
監査法人トーマツグループ	
トータルサービス部	TEL. 03-6213-2348（総合窓口：星野 雄滋）
デロイトトーマツFAS(株)	TEL.03-6213-1358（東日本担当：加藤 雅己）
トーマツコンサルティング(株)	TEL.092-751-9970（西日本担当：伊藤 和政）
※東日本には静岡、愛知、岐阜、三重を含む	
西日本には京都、大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山を含む	

講義内容、講義資料等に関するご質問は、上記の外部講師派遣事務局に直接お問い合わせください。

3. 開催費用等

講師謝礼・旅費

- ・TKC講師 …報酬 31,500 円（税込）／時間 ＋ 旅費実費
- ・トーマツ講師 …旅費実費
- ・日本医師会講師…主催医師会の規程による

（注）講師は日帰りを原則とします。宿泊が必要な場合は別途協議ください。両団体とも全国に講師陣を配していますが、日程の都合で遠方からの派遣とならざるを得ない場合は、出張費について別途協議の上、決定してください。

資料

- ・TKC資料 …一部 1,050 円（送料込み）
- ・トーマツ資料 …テキストデータを主催医師会に送付。主催医師会において必要部数印刷。
- ・日本医師会資料…主催医師会において印刷。

その他

- ・説明会の主催・運営に要する費用は、主催医師会にてご負担ください。
- ・資料の二次利用や講演録の作成はご遠慮ください。

4. 申込み要領

申込方法 : 別紙「新公益法人制度説明会 開催申込書」により FAX にて
申し込みください。

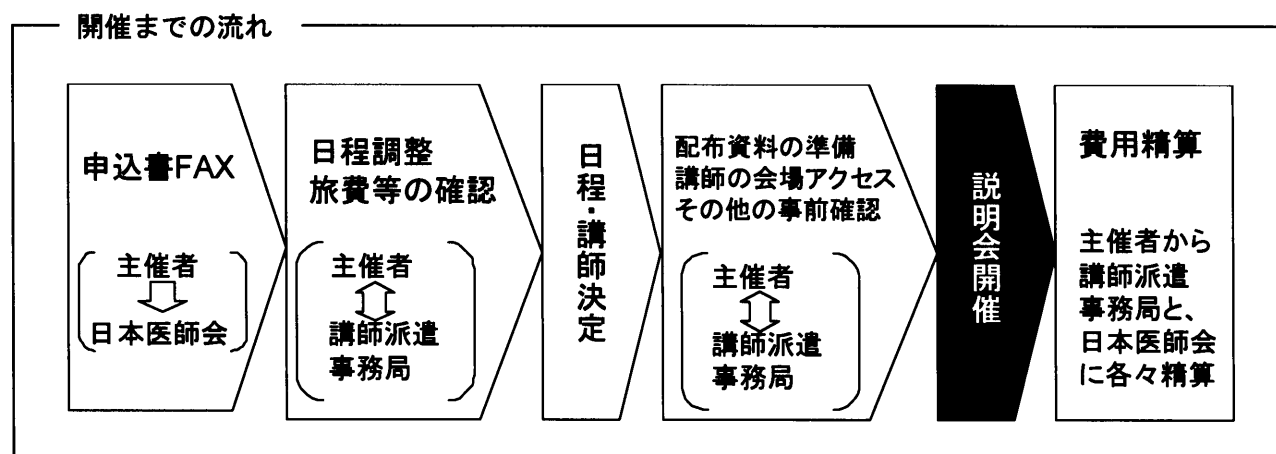
申込期限 : 希望日の1ヶ月前まで。

FAX 送付先 : 日本医師会 経理課

申込到着後、日本医師会と講師派遣事務局で調整の上、講師派遣事務局より主催医師会にご連絡いたします。

日程調整と外部講師の決定、資料の受け渡し、会場アクセスの確認その他の講師側の窓口業務は、講師派遣事務局（TKC及びトーマツ）にお願いしています。開催準備のための講師との調整は、講師派遣事務局を通して行ってください。

講師手配の都合上、希望日に添えない場合は再度調整となります。



問い合わせ先 日本医師会 経理課 (担当: 高木)

年 月 日

日本医師会 経理課 宛

新公益法人制度説明会 開催申込書

【申込者】

医師会名	医師会		
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
担当者名			

【開催日時等】

開催希望日		開催時間	所定 ・ 所定外
希望する外部講師	①TKC全国会 公益法人経営特別研究会 ②監査法人 トーマツ グループ		
開催会場			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
特記事項			参加予定人数
			人

※ 説明会で、特に重点を置いて欲しい項目がある場合は、○をお付けください。

	移行準備のプロジェクトの進め方
	移行法人選択(税制、メリット・デメリットの分析方法)
	新・新会計基準への対応の留意点、進め方
	公益認定の財務基準(収支相償、遊休財産、公益目的事業比率)
	公益目的支出計画の作り方
	事業の公益性の判断
	その他()

新公益法人制度への対応（財務面）に関するモデル研究事業（案）

1．目的

新公益法人制度における財務面の諸規定と公益法人の現場との間に存する問題を明らかにし、「医療分野における民による公益活動」のあり方を研究するとともに、全国の医師会における対応（財務面）の参考に資する。

2．趣旨

新しい公益法人制度は100年ぶりの大改革であり、新制度における「民による公益」の将来にわたるあり方は、全国の医師会組織にとっても重要な事項である。しかし、新制度であるがゆえに、未だ実例がなく、現場でどのような問題が発生しているかを適切に観察することができない。

特に経理的対応については公益法人と一般法人のいずれに移行する場合でも、新・新会計基準への対応その他の今からできる準備作業を進める必要があるにもかかわらず、その進め方が分からない医師会も多く、参考にできる先行事例が待たれている。

そこで、日本医師会が情報面・費用面の支援をしつつ、先行的事例をつくることが有用と考えられる。

なお、法人のガバナンス面の対応については、日本医師会の定款案等が参考になることから、本モデル事業においては経理面の対応（新・新会計基準への対応、財務基準充足の検討、収支計画の作成、経済的メリット・デメリットの検討）に主眼を置く。

3．概要

（1）協力医師会の募集、委託

- ・趣旨に賛同しモデルとして協力いただける医師会を募集。
- ・申込みのあった医師会の中から2～3医師会に、日本医師会(日医総研)からの委託事業として委託。

(2) 期間

モデルとなる協力医師会が新制度の法人に移行するまで。

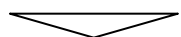
(3) 費用

日本医師会からモデル事業委託費を支弁。

(4) 成果報告

協力医師会から日本医師会へ成果報告。

成果物には、 法人形態の検討に資する財務関係の準備資料、 申請時提出書類、 申請の結果を踏まえた総括、等を盛り込み、数次に分けて段階的に提出。



日本医師会から都道府県医師会へ成果報告。

報告書等は数次に分けて段階的に報告。

(注意) 本モデル研究事業の詳細は未確定です。本紙記載の内容が変更されることもあり得ますのでご承知ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会 質問一覧

平成21年5月28日（木）開催

	質 問	
1	定款第2条（事務所）	神奈川
2	定款第3条（目的）、第4条（事業）、第11条（報告、発表及び意見具申）	北海道
3	定款第5条（組織）	神奈川
4	定款第6条（会員の資格及びその喪失）	神奈川
5	定款第13条（会員の制裁）	埼 玉
6	定款第17条（予備代議員）	埼 玉
7	定款第17条（予備代議員）	神奈川
8	定款第18条（代議員の資格の喪失）	埼 玉
9	定款第24条（代議員会の任務）	神奈川
10	定款第28条（役員等）	石 川
11	定款第29条（理事の職務）	石 川
12	定款第33条第2項（役員等の選任）	神奈川
13	定款第38条（役員等の報酬）	神奈川
14	定款第40条（顧問）、第70条（参与）	神奈川
15	定款第41条第2項（理事会）	神奈川
16	定款第56条第2項（身分に関する裁定）	埼 玉
17	定款第72条（公益目的取得財産残額の贈与）、第73条（残余財産の帰属）	埼 玉
18	定款第73条（残余財産の帰属）	石 川
19	定款附則	埼 玉
20	定款施行細則第9条（立候補届出）	神奈川
21	定款施行細則第14条第2項（候補辞退）	神奈川
22	変更案についての内閣府公益認定等委員会の内諾について	埼 玉
23	新法人と母体保護法第14条との関係について	埼 玉
24	母体保護法第3章 母性保護第14条による指定について	愛 知
25	公益認定について	石 川
26	公益法人案と一般法人案、どちらを採用するか判断はいつ頃か	神奈川
27	総会制を採用している標準的な定款例をお示しいただきたい	熊 本

質 問 用 紙

神奈川県医師会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第2条)	④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 ()	⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 ()	⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会
質問用紙

北海道医師会
常任理事 深澤雅則

質問 条文	①定 款（第3条、第4条ならびに同2項、第11条）
	②定款施行規則（ ）
	③日本医学会規則（ ）
	④裁定委員会規則（ ）
	⑤代議員会議事規則（ ）
	⑥代議員会運営委員会規則（ ）

公益目的事業とは、認定法第2条四号によって「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と規定されており、不特定多数（会員・非会員を問わない）の者を事業の対象者として実施するものでなければ公益目的事業に認定されないものと解釈されます。

会員のみに限定して行う事業は「共益的事业」に分類され、公益目的事業とは峻別されております。

その観点から、日本医師会・各都道府県医師会・郡市区医師会で行われている事業を概観すると、多くの事業は、会員を対象にして実施される「共益的事业」であり、「公益目的事業」に認定される事業はそう多くはないものと思われます。そのため、公益認定を受ける条件である公益目的事業費率50%以上をクリアすることは、大変難しい状況にあると思います。

各種事業の対象者を非会員にも広げて実施することで、公益目的事業比率を高めることは技術的には可能かもしれませんが、その場合には、会費を払わない非会員のまま医師会事業に参加できることになり、メリットがなくなります。

入会するメリットは、会員でなければ受益できない事業に参加できることにありますので、そのメリットがなくなることは、組織率の低下に直結し、医師会組織の弱体化につながると懸念いたします。

生涯教育講座のように会員を対象とした共益的事业であっても、医学医療技術の進歩に関する研修などは、医療水準の維持・向上に資する目的で行われるものであり、会員医療機関を利用する不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動と、拡大解釈して「公益目的事業」と認定される可能性はゼロではないと思いますが、この部分の認定がなされなければ公益認定は不可能と思われます。

その点に関する見通しはいかがか質問いたします。

質 問 用 紙

神 奈 川 県 医師会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第5条)	④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 ()	⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 ()	⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

内 容	日 付
医師を条件とすることは必要か。	

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○)	④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 ()	⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 ()	⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

内 容
定款変更案第13条（会員の制裁）について
定款変更案第13条では、会長は、裁定委員会の審議裁定を経て会員を除名できると規定されておりますが、法人法30条では社員の除名は総会決議事項であり、当該社員に弁明の機会を与えなければならないとされています。また、法人法49条では社員の除名は特別多数議決とされております。
代議員制度を採用する場合には、社員でない会員に情報開示請求権等を与えるのと同様に、社員でない会員を除名する場合には、会員にも弁明の機会と総会（代議員会）決議事項とを認めるべきと思いますが御教示願います。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○) ④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 () ⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 () ⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

内 容
定款変更案第17条（予備代議員）について
代議員に事故あるときの予備代議員制度は、内閣府公益認定等委員会の「定款の変更 の案」に規定されている代議員が欠けた場合の補欠の代議員とは異なりますが、議決権 の代理行使について規定した法人法第50条第1項又は第2項に抵触しないのでしょ うか御教示願います。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

紙 用 問 質

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第17条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○) ④ 裁定委員会規則 () ② 定款施行細則 () ⑤ 代議員会議事規則 () ③ 日本医学会規則 () ⑥ 代議員会運営委員会規則 () ※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。
----------	--

内 容	定款変更案第18条（代議員の資格の喪失）について 第18条第1項で辞任届けを提出して代議員を辞任すると、会員に戻るのでしょうか。 また、同上第2項の規定により代議員を除名された場合も、会員に戻るのでしょうか、 それとも、会員を除名されるのでしょうか御教示願います。 仮に、会員を除名されとした場合、第18条（代議員資格の喪失）に規定するのは どのようなのでしょうか。会員資格の喪失は、第6条のほうが良いのではないのでしょうか御 教示願います。
-----	---

※お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

神 奈 川 県 医師会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第24条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。

内 容
「(1) 決算に関する事項」について、「貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書の承認」と具体的に記載しなくてよいのか。
「(6) 定款の変更に関する事項」及び「(7) 本会の解散に関する事項」は、独立した条文として設ける必要はないか。
「(8) 理事会が付議した事項」とはどのようなものか。
また、各号の順序とそれに対応する条文の順序が対応していないが、これを合わせる必要はないか。
(1) 決算に関する事項 → 第65条
(2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項 → 第8条
(3) 代議員の除名 → 第18条
(4) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 → 第33条、第37条
(5) 理事及び監事の報酬等の額 → 第38条
(6) 定款の変更に関する事項 → なし
(7) 本会の解散に関する事項 → なし
(8) 理事会が付議した事項
(9) その他～

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

石川県

医師会

役職： 理事 氏名： 小川 純

質問 条文	①定款 (第28条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。

内 容

2 役員等の選任枠の設定

理事や代議員の選任に開業医枠や勤務医枠といった人数枠を設けることができないのか。(例えば、理事30人以内(うち勤務医10人以内)など)

また、設定が可能であれば、定款に開業医や勤務医等の定義を定める必要があるのか。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

石川県

医師会

役職： 理事 氏名： 小川 純

質問 条文	①定款 (第29条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

内 容

1 会長が欠けた場合の代理

これまでは、定款で会長が欠けた場合は副会長がその職務を行う
こととなっていたが、新法人では代理制度はできないのか。できな
いとすれば、会長が欠けた時の対応はどうするのか。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

紙 用 問 質

神 奈 川 県 医 師 会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第 33 条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

紙 用 問 質

神 奈 川 県 医師会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (第 38 条)	④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 ()	⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 ()	⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

質 問 用 紙

役職：理事 氏名：熊谷 勝

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○) ④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 () ⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 () ⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

内 容
定款変更案第56条第2項（身分に関する裁定）について
裁定委員会が会員の身分について裁定を行うに当たり、当該会員に弁明の機会を与え
ることが規定されておりますが、「……弁明の機会を与えるようにしなければならない。」
という表現であり、第18条第2項（代議員の資格の喪失）の規定の「弁明の機会を与
えなければならない。」と比較すると表現が弱くなっておりますが、法人法第30条1項
に抵触しないのでしょうか御教示ねがいます。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○)	④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 ()	⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 ()	⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

内 容
定款変更案第72条（公益目的取得財産残額の贈与）及び第73条（残余財産の帰属）について
① 第72条は認定法第5条第17号に関する規定と思いますが、変更案の贈与先では、
「……国及び地方公共団体若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人……」としかあ
りませんが、認定法第5条第17号本文には「……類似の事業を目的とする他の公益法
人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する……」とあります。
変更案の「認定法第5条第17号に掲げる法人」には「類似の事業を目的とする他の
公益法人」は含まれるのでしょうか御教示願います。
また、含まれるとしても、認定法第5条第17号本文では、贈与先の例示の筆頭に
「類似の事業を目的とする他の公益法人」をあげておりますので、同号本文のような
規定をしたほうがよいのではと思料しますがいかがでしょうか。
② 第73条も認定法第5条第18号に関する規定と思いますが、上記①と同様の理由で
同号本文のような規定をしたほうがよいのではと思料しますがいかがでしょうか。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

石川県

医師会

役職： 理事 氏名： 小川 純

質問 条文	①定款 (第73条) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

内 容
3 残余財産の帰属先 一般法第11条第2項に「社員に剰余金又は残余財産の配分を受ける権利を与える旨の定款の定めは無効」との規定されている一方、第239条第1項では「残余財産の帰属は、定款で定めるところによる」、また、第2項で「残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は清算法人の社員総会又は評議会の決議によって定める」となっている。この関係をどう理解すれば良いのか。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○)	④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 ()	⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 ()	⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

内 容
定款変更案の附則について
変更案では、代議員会の正副議長、裁定委員、事務局職員等に関する経過措置を
していますが、内閣府のよくある質問 FAQ 問 1・1・④注には、「…法人は……名称等は変更
されますが、法人としては同一性を持って存続することになります。」とありますし、
定款も廃止・制定ではなく、全部改正又は一部改正ですので、定款も同一のものとして
存続しますので、「……選任されたものとみなす。」又は「……任命されたものとみなす。」
等の規定は必要なのでしょうか御教示願います。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛 (syomuka@po.med.or.jp) にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

紙 用 問 質

役職：理事 氏名：熊谷 勝

[illegible]

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○)	④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 ()	⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 ()	⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

内 容
定款変更案についての内閣府公益認定等委員会の内諾について
このたび示された定款変更案は、内閣府公益認定等委員会の「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項」や「定款の変更の案」の内容と異なっている部分がありあると思いますが、日医の定款変更案について内閣府公益認定等委員会から内諾を得ているのでしょうか。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛 (syomuka@po.med.or.jp) にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

埼 玉 県 医師会

役職： 理事 氏名： 関本 幹雄

質問 条文	① 定款 (○)	④ 裁定委員会規則 ()
	② 定款施行細則 ()	⑤ 代議員会議事規則 ()
	③ 日本医学会規則 ()	⑥ 代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。		

内 容
新法人と母体保護法第14条との関係について
このたびの公益法人制度改革により母体保護法第14条1項中「社団法人」を「公益社団法人」に改められましたが、今後、どのようになるのか御教示願います。

※お願い：①電子メールにて庶務課宛 (syomuka@po.med.or.jp) にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

愛 知 県 医師会

役職：理 事 氏名：石 黒 順 造

質問 条文	①定款 () ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。

内 容

母体保護法第三章 母性保護第14条による指定について

“都道府県の区域を単位として設立された公益法人たる医師会の指定する医師は・・・”は、平成18年1月に議員立法で制定された。全国の医師会は移行期間中であり公益法人でなければ、指定する権利は行政（県知事）にうることになるのか。ご教示いただきたい。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

石川県

医師会

役職： 理事 氏名： 小川 純

質問 条文	①定款 () ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。

内 容

4 公益認定

公益認定は都道府県毎に設置される公益認定等委員会で判定されるため、同じような事業を行なっても異なる結果が出る可能性はないのか。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

紙 用 問 質

神 奈 川 県 医 師 会

役職：理事 氏名：熊谷 勝

質問 条文	①定款 (全体) ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。	

[illegible]

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛 (syomuka@po.med.or.jp) にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。

第3回都道府県医師会「公益法人制度改革」担当理事連絡協議会

質 問 用 紙

熊本県医師会

役職： 理事 氏名： 八木剛志

質問 条文	①定款 () ④裁定委員会規則 ()
	②定款施行細則 () ⑤代議員会議事規則 ()
	③日本医学会規則 () ⑥代議員会運営委員会規則 ()
	※質問される定款・諸規程に○をした上で、() 内に条文をお書き下さい。

内 容
(要望事項)
今回、新公益法人制度の移行に向けて、日本医師会定款の変更例が示され、代議員制を採用している医師会には大変参考になります。
しかし、大多数の郡市医師会は総会制を採用しております。可能であれば総会制を採用しています標準的な定款例をお示しいただければ、郡市医師会も大変参考になるのではないかと考えます。
ご検討のうえ、よろしくご教示下さいますようお願い申し上げます。

※ お願い：①電子メールにて庶務課宛（syomuka@po.med.or.jp）にお寄せ願います。

②1枚の用紙に1つのご質問をご記入ください。